



市 章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目 次

<b>条例</b> .....	11
大和高田市行政組織条例及び大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する等の条例（企画創生課） .....	11
大和高田市行政手続条例の一部を改正する条例（法務課） .....	14
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（情報政策課） .....	14
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（法務課） .....	16
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	17
大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	17
大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	18
大和高田市実費弁償条例の一部を改正する条例（人事課） .....	19
特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	20
一般職の職員の給与等に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（人事課） .....	20
一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	21
職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	47
大和高田市市民交流センター条例の一部を改正する条例（まち振興課） .....	53
大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課） .....	56
大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課） .....	56
大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課） .....	57
<b>規則</b> .....	58
大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（市民課） .....	58
一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） .....	62
宿日直手当支給規則の一部を改正する規則（人事課） .....	64
義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事課） .....	64
大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（人事課） .....	68
職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） .....	69
大和高田市行政手続条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（法務	

課) .....	70
大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（法務課） .....	71
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報政策課） .....	71
大和高田市子ども・子育て支援法施行細則及び大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則（保育幼稚園課） .....	74
大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険医療課） .....	84
大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（まち振興課） .....	90
大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） .....	106
<b>告示</b> .....	112
公示送達（介護保険課） .....	112
公示送達（介護保険課） .....	112
放置自転車等の移動、保管（生活安全課） .....	113
公示送達（収納対策課） .....	114
住民票の消除（市民課） .....	114
公示送達（保険医療課） .....	115
令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）等の要領の公表（財政課） .....	115
引取りのない自転車等の処分（生活安全課） .....	126
住民票の消除（市民課） .....	126
都市計画図書の縦覧（都市計画課） .....	127
特定生産緑地の指定解除（都市計画課） .....	127
特定生産緑地の指定（都市計画課） .....	128
<b>公告</b> .....	128
陵34号線舗装維持工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .....	128
市営住宅の入居者の公募（住宅課） .....	132
令和7年度大和高田市職員採用試験（後期）の実施（人事課） .....	135
令和8年2月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札（教育総務課） .....	141
P O S レジシステム一式リースに関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .....	143
高98号線舗装維持工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .....	146
仮想化基盤一式リースに関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .....	150
公売公告（収納対策課） .....	152
宅地等売却に関する条件付き一般競争入札（総務課） .....	154
高5枝東中2丁目地内管渠工事（16）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .....	158
高4枝市場地内管渠工事（17）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課） .....	162
市民交流センター2階喫茶スペース等の有効活用に係る受託候補者の選定を公募型プロポーザルで行う公告（まち振興課） .....	166
<b>教育委員会</b> .....	167
大和高田市教育支援ルーム設置規則の一部を改正する規則（教育支援課） .....	167
大和高田市教育委員会12月定例委員会の招集（教育総務課） .....	167
<b>選挙管理委員会</b> .....	167

大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等（選挙管理委員会）	167
選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表（選挙管理委員会）	168
<b>農業委員会</b>	168
大和高田市農業委員会1月定例委員会の招集（農業委員会）	168

**公布された条例のあらまし**

◆大和高田市行政組織条例及び大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する等の条例（企画創生課）

1 理由

著しい社会情勢の変化の下、多様化及び複雑化する行政課題に対応するために、分散している業務を集約し、効率化を図ることで組織の持続性を高めることを主な目的として、機構改革を行うに当たり、所要の改正を行うものです。

2 内容

第1条 大和高田市行政組織条例の一部改正

- 1 特命事務を政策部門に統合するために、第2条第2項を削除し、特命事務の推進を企画政策部の分掌事務に加えます。（第2条関係）
- 2 地域振興部及び保健部をこども・健康部に改めます。（第2条関係）
- 3 地域振興部の分掌事務を、他部の分掌事務に振り分ける改正を行います。（第3条関係）
- 4 こども・健康部を創設することを受けて、福祉部、市民生活部及び環境建設部のそれぞれが所管する分掌を改めます。
- 5 その他所要の改正

第2条 大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の廃止

大和高田市職務権限の特例に関する条例を廃止します。

附則第3項から第7項まで

第1条の廃止に伴う所要の改正を行います。

3 施行期日

令和8年4月1日

◆大和高田市行政手続条例の一部を改正する条例（法務課）

1 理由

近年のアナログ規制の見直しにより、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、行政手続法に規定する名宛人の所在が判明しない場合の聴聞の通知について、公示事項を電子情報処理組織を使用する方法により閲覧ができる状態に置くことを可能とする改正が行われたことから、これに合わせて、本市の行政手続における聴聞の通知についても同様の措置により不特定多数の者が公示事項を閲覧することができるよう所要の改正を行うものです。

2 内容

- 1 名宛人の所在が判明しない場合の聴聞の通知について、電子情報処理組織を使用する方法によ

り不特定多数の者が公示事項を閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項を掲示場に掲示することに加えて、電子計算機の映像面に表示したものを見覧することができる状態に置く措置をとることができるよう規定を改めます。（第15条関係）

## 2 その他所要の改正

### 3 施行期日

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

## ◆大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（情報政策課）

### 1 理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき地方公共団体情報システムを標準化するに当たり、標準システムの仕様として実装される「住登外者宛名番号管理機能」については個人番号の独自利用を行う事務として整理された旨がデジタル庁より通知されました。

このことを受けて、令和8年1月以降の本市情報システムが標準システムへの移行に合わせて「住登外者宛名番号管理機能」による住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務として定めるとともに、住登外者の情報を他業務で利用又は提供ができるよう規定を整備するほか所要の改正を行います。

### 2 内容

- 1 住登外者宛名番号管理機能及び住登外者宛名情報の定義を規定します。（第2条関係）
- 2 法定期務及び準法定事務について住登外者の情報を利用できるよう規定します。（第4条関係）
- 3 住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務として加えます。（別表第1関係）
- 4 独自利用事務を行う事務において、住登外者の情報を利用できるよう、それぞれの事務の特定個人情報の欄に住登外者宛名情報を加えます。（別表第2関係）
- 5 市長部局の管理する住登外者宛名情報を市長部局から教育委員会に提供できるよう規定します。（別表第3関係）
- 6 その他所要の改正

### 3 施行期日

公布の日

## ◆地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（法務課）

### 1 理由

地方自治法が改正され、新たに公金収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備が行われたところ、当該規定の整備より生じた条例中の法律を引用する部分についての条ずれの改正を行います。

### 2 内容

#### 第1条 大和高田市監査委員条例の一部改正

地方自治法を引用する部分について、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めます。（第10条関係）

#### 第2条 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正

地方自治法を引用する部分について、「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めます。（第6条関係）

**第3条 大和高田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正**

地方自治法を引用する部分について、「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めます。（第5条関係）

## 3 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

**◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）**

## 1 理由

職員の福祉を増進するため、子を養育する職員について、当該子が小学校就学後においても職員が安心して勤務を継続することができるよう、小学校就学前までの子を養育する職員が請求できる育児時間のための部分休業とは別に、新たに小学校3年生までの子を養育する職員が育児のために部分的に休暇を取得することができるよう子育て部分休暇を新設するための所要の改正を行うものです。

## 2 内容

1 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育する職員が1日につき2時間を超えない範囲内で取得することができる子育て部分休暇について、新たに規定します。（新第15条の3関係）

## 2 その他所要の改正

## 3 施行期日

令和8年4月1日

**◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）**

## 1 理由

職員等の旅費等に関する条例の改正により、一般職の職員等に支給される旅費の種目が令和8年度より変更となることが予定されるところ、議会議員に費用弁償として支給する旅費について、市長に支給される当該変更後の旅費の例によりこれを支給するための所要の改正を行います。

## 2 内容

1 議会議員に支給する費用弁償について、変更後の市長に支給する旅費の種目（転居費、着後滞在費及び家族移転費を除く。）及び額の例によることとします。（第4条関係）

## 2 その他所要の改正

## 3 施行期日

令和8年4月1日

**◇大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）**

## 1 理由

職員等の旅費等に関する条例の改正により、一般職の職員等に支給される旅費の種目が令和8年度より変更となることが予定されるところ、特別職の職員で非常勤のものに費用弁償として支給する旅費について、一般職の職員等に支給される当該変更後の旅費の例によりこれを支給するための所要の改正を行います。

## 2 内容

- 1 特別職の職員に支給する費用弁償について、変更後の一般職の職員等に支給する旅費の種目（転居費、着後滞在費及び家族移転費を除く。）及び額の例によることとし、当該旅費に加えて、車賃を支給することとします。（第6条関係）
- 2 その他所要の改正
- 3 施行期日  
令和8年4月1日

#### ◇大和高田市実費弁償条例の一部を改正する条例（人事課）

- 1 理由  
職員等の旅費等に関する条例の改正により、一般職の職員等に支給される旅費の種目が令和8年度より変更となることが予定されるところ、実費弁償について、一般職の職員に支給される当該変更後の旅費の例によりこれを支給するための所要の改正を行います。
- 2 内容
  - 1 実費弁償について、変更後の一般職の職員に支給する旅費の種目（転居費、着後滞在費及び家族移転費を除く。）及び額の例によることとし、当該実費弁償に加えて、車賃及び日当を支給することとします。（新第3条から第6条まで関係）
  - 2 その他所要の改正
- 3 施行期日  
令和8年4月1日

#### ◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

- 1 理由  
一般職の職員に支給される期末手当の支給割合が改定されることが予定されるところ、本条例で定める一般職の職員に支給される期末手当の支給割合の読み替えに係る部分を変更する改正を行うものです。
- 2 内容
  - 第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正  
一般職の職員に支給される期末手当の支給割合の読み替えに係る部分について「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改めます。（第6条関係）
  - 第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正  
一般職の職員に支給される期末手当の支給割合の読み替えに係る部分について「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改めます。（第6条関係）
- 3 施行期日  
公布の日（第1条）  
令和8年4月1日（第2条）

#### ◇一般職の職員の給与等に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（人事課）

- 1 理由  
公立の義務教育諸学校等に勤務する教育職員の処遇改善が図られた法律の改正に準拠した所要

の改正を行います。

## 2 内容

### 第1条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正

教育職給料表（1）及び（2）の適用を受ける職員が受ける給料月額の加算について、その加算の適用を受ける職務の級に4級を加え、当該加算する額についても変更します。（別表第2備考関係）

### 第2条 教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正

- 1 教職調整額の金額を変更します。（第3条関係）
- 2 その他所要の改正

## 3 施行期日

令和8年1月1日

### ◆一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

## 1 理由

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の改正に鑑み、本市の一般職の職員の給与を改定します。

## 2 内容

### 1 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第1条関係）

- (1) 全ての給料表について、給料額の引上げを行います。（別表第1から別表第3まで関係）
- (2) 通勤手当のうち、自動車等の使用者に支給する手当の中で一部の使用距離区分の支給額をそれぞれ引き上げます。（第8条の2関係）
- (3) 宿日直手当の上限額を引き上げます。（第14条関係）
- (4) 令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに0.025月分（再任用職員にあっても0.025月分）引き上げます。（第17条及び第18条関係）

### ●一般職員・会計年度任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.25月	1.25月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	1.05月	1.05月	0.00月	
12月期	期末手当	1.25月	1.275月	0.025月	計0.05月
	勤勉手当	1.05月	1.075月	0.025月	
計		4.6月	4.65月	0.05月	

### ●定年前再任用短時間勤務職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.7月	0.7月	0.000月	支給済み
	勤勉手当	0.5月	0.5月	0.000月	
12月期	期末手当	0.7月	0.725月	0.025月	計0.05月
	勤勉手当	0.5月	0.525月	0.025月	
計		2.4月	2.45月	0.05月	

### 2 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第2条関係）

- (1) 通勤手当のうち、自動車等の使用者に支給する手当について、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で定める額とします。（第8条の2関係）
- (2) 令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化します。（第17条及

び第18条関係)

## ●一般職員・会計年度任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.250月	1.2625月	0.0125月	計 0.025月
	勤勉手当	1.05月	1.0625月	0.0125月	
12月期	期末手当	1.275月	1.2625月	▲0.0125月	計 ▲0.025月
	勤勉手当	1.075月	1.0625月	▲0.0125月	
計		4.65月	4.65月	0.000月	0.00月

## ●定年前再任用短時間勤務職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.7月	0.7125月	0.0125月	計 0.025月
	勤勉手当	0.5月	0.5125月	0.0125月	
12月期	期末手当	0.725月	0.7125月	▲0.0125月	計 ▲0.025月
	勤勉手当	0.525月	0.5125月	▲0.0125月	
計		2.45月	2.45月	0.00月	0.00月

## 3 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）

- (1) 特定期付職員の給料表について、給料額の引上げを行います。（第7条関係）
- (2) 令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに0.025月分（再任用職員にあっても0.025月分）引き上げます。（第8条関係）

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.95月	0.95月	0.00月	計 0.00月
	勤勉手当	0.875月	0.875月	0.00月	
12月期	期末手当	0.95月	0.975月	0.025月	計 0.05月
	勤勉手当	0.875月	0.90月	0.025月	
計		3.65月	3.7月	0.05月	0.05月

## 4 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）

令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化します。（第8条関係）

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.95月	0.9625月	0.0125月	計 0.025月
	勤勉手当	0.875月	0.8875月	0.0125月	
12月期	期末手当	0.975月	0.9625月	▲0.0125月	計 ▲0.025月
	勤勉手当	0.90月	0.8875月	▲0.0125月	
計		3.7月	3.7月	0.0月	0.0月

## 3 施行期日

公布の日（第1条及び第3条）

令和8年4月1日（第2条及び第4条）

## ◇職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

## 1 理由

国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに実態及び運用に即した法令の整備による手続の簡素化を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の整備に合わせた所要の改正を行います。

## 2 内容

- 1 出張の定義に、旅行命令権者が認める場合に、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することを加えます。（第1条の2関係）

- 2 市が旅行役務提供契約を締結した旅行業者等に関する規定を新たに加えます。（第1条の2及び第2条関係）
- 3 旅行者に対する旅行命令簿等の提示を、旅行命令簿等に記載又は記録をする事項の通知に改めます。（第3条関係）
- 4 旅費の種目及びその計算に係る内容について規定の変更を行います。（新第5条から第16条まで関係）
- 5 旅費の請求について、電磁的方法によりこれを行うこととします。（新第17条関係）
- 6 旅費の支給額の上限について定めます。（新第20条関係）
- 7 旅行者等が違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合における当該旅費等の返納に関する規定を定めます。（新第28条関係）
- 8 条例で定める執行状況について、必要な監査又は措置を求めることができる旨定めます。（新第29条関係）
- 9 その他所要の改正
- 3 施行期日  
令和8年4月1日

#### ◆大和高田市市民交流センター条例の一部を改正する条例（まち振興課）

##### 1 理由

市民と行政のさらなる連携及び協働の推進並びに施設稼働率の向上を目指し、交流スペースの一部の専用を廃止することに加え、多目的室及び会議室の使用対象者の制限をなくすよう改正します。また、市民交流センターの運営健全化を目的に、施設使用料及び施設運営を見直すよう改正します。

##### 2 内容

- 1 交流スペースの一部を専用的に使用する規定を削り、多目的室及び会議室の使用対象者の条件を廃止します。（第5条関係）
- 2 別表第1（1）に記載された使用料の区分及び額を改正し、使用者が営利団体又は事業を営む個人であるときの使用料は改正後の表中の額に2を乗じて得た額とします。（第10条関係）

##### ●改正前

###### （1） 多目的室、会議室及び交流スペースの使用料

区分		午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
多目的室	市民活動団体	1,520円	2,030円	3,550円	1,520円	3,550円	5,070円
	市民活動団体以外の者	5,090円	5,090円	10,180円	5,090円	10,180円	15,270円
会議室	市民活動団体	610円	810円	1,420円	610円	1,420円	2,030円
	市民活動団体以外の者	2,030円	2,030円	4,060円	2,030円	4,060円	6,090円
スペースの一部	市民活動団体	450円	610円	1,060円	450円	1,060円	1,510円
	市民活動団体以外の者	1,520円	1,520円	3,040円	1,520円	3,040円	4,560円

##### ●改正後

###### （1） 多目的室及び会議室の使用料

区分		午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的室	本市に住所を有する者（法人その他の団体にあっては、本市に事務所を有する者。この表において「市民等」という。）	2,100円	2,800円	4,900円	2,100円	4,900円	7,000円
	市民等以外の者	4,200円	5,600円	9,800円	4,200円	9,800円	14,000円
会議室	市民等	900円	1,200円	2,100円	900円	2,100円	3,000円
	市民等以外の者	1,800円	2,400円	4,200円	1,800円	4,200円	6,000円

3 自動車駐車場の使用料の額について、最初の1時間は無料、その後1時間につき200円、1日の上限を1,000円とするよう規定を改めます。（別表第2関係）

#### 4 その他所要の改正

##### 3 施行期日

令和8年7月1日

### ◆大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課）

#### 1 理由

子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例でこれを定めなければならないとされているところ、同法第34条第3項及び第46条第3項の規定により内閣府令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準について、これらの基準の改正内容に迅速に対応するため、条例の規定について、新たに当該内閣府令で定める基準の例によることとする改正を行います。

#### 2 内容

##### ○案の骨子

##### 第1条（趣旨）

第2条（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

##### 第3条（委任）

##### 3 施行期日

公布の日

### ◆大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課）

#### 1 理由

児童福祉法第34条の16第1項の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について条例でこれを定めなければならないとされているところ、同条第2項の規定により内閣府令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準について、これらの基準の改正内容に迅速に対応するため、条例の規定について、新たに当該内閣府令で定める基準の例によることとする改正を行います。

#### 2 内容

##### ○案の骨子

##### 第1条（趣旨）

第2条（家庭的保育の設備及び運営に関する基準）

第3条（委任）
3 施行期日
公布の日
◆大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課）
1 理由
児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について条例でこれを定めなければならないとされているところ、同条第2項の規定により内閣府令で定める参照すべき基準について、これらの基準の改正内容に迅速に対応するため、条例の規定について、新たに当該内閣府令で定める基準の例によることとする改正を行います。
2 内容
○案の骨子
第1条（趣旨）
第2条（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）
第3条（委任）
3 施行期日
公布の日
<b>条 例</b>
<b>条例第31号</b>
大和高田市行政組織条例及び大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。
令和7年12月16日
大和高田市長 堀内 大造
大和高田市行政組織条例及び大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する等の条例
（大和高田市行政組織条例の一部改正）
第1条 大和高田市行政組織条例（平成19年条例第29号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。
（5） こども・健康部
第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項を削る。
第3条を次のように改める。
（分掌事務）
第3条 部等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
（1） 企画政策部
ア 秘書に関すること。
イ 組織に関すること。
ウ 人事、研修及び福利厚生に関すること。

- エ 広報及び広聴に関すること。
- オ 国際交流及び観光に関すること。
- カ 情報政策に関すること。
- キ 産業振興に関すること。
- ク 特命事務の推進に関すること。
- ケ 政策の企画及び施策の総合調整に関すること。

(2) 総務部

- ア 議会に関すること。
- イ 財政に関すること。
- ウ 文書に関すること。
- エ 財産に関すること。
- オ 市税の賦課（国民健康保険税を除く。）及び徴収に関すること。
- カ 法制に関すること。
- キ 契約及び工事の検査に関すること。
- ク 他の部等の主管に属さない事項に関すること。

(3) 市民生活部

- ア 戸籍、住民基本台帳に関すること。
- イ 国民年金に関すること。
- ウ 人権に関すること。
- エ 防災に関すること。
- オ 生活安全に関すること。
- カ 地域コミュニティに関すること。
- キ 国民健康保険（国民健康保険税の徴収を除く。）に関すること。
- ク 後期高齢者医療保険に関すること。

(4) 福祉部

- ア 障害者福祉に関すること。
- イ 高齢者福祉に関すること。
- ウ 生活支援に関すること。
- エ 介護保険に関すること。
- オ 福祉施策の総合調整に関すること。

(5) こども・健康部

- ア こども家庭福祉に関すること。
- イ 保健衛生に関すること。
- ウ こども家庭福祉施策の総合調整に関すること。

(6) 環境建設部

- ア 廃棄物対策に関すること。
- イ 道路、河川及び橋りょうに関すること。
- ウ 住宅及び建築に関すること。
- エ 都市計画に関すること。
- オ 公園及び緑地に関すること。
- カ 下水道に関すること。

(7) 市立病院 病院事業に関すること。

（大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の廃止）

第2条 大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和2年条例第32号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長が行った処分、手続その他の行為又は現に市長に対してもなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、教育委員会が行った処分、手續その他の行為又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（大和高田市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

3 大和高田市スポーツ推進審議会条例（昭和54年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、市長」を「、大和高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「市長に」を「教育委員会に」に改め、同条第1号中「第10条第1項」を「第10条第1項及び第2項」に改める。

第4条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第7条中「地域振興部」を「教育委員会事務局」に改める。

第8条中「市長」を「教育委員会」に改める。

（大和高田市運動場条例の一部改正）

4 大和高田市運動場条例（昭和27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までの規定及び第8条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第9条第2項中「市長」を「教育委員会」に改め、「執行し」の次に「、市長が」を加える。

第11条中「市長」を「教育委員会」に改める。

（大和高田市立総合体育館条例の一部改正）

5 大和高田市立総合体育館条例（昭和57年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「大和高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条及び第7条から第9条までの規定中「市長」を「教育委員会」に改める。

（大和高田市立武道館条例の一部改正）

6 大和高田市立武道館条例（平成3年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「大和高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条から第6条までの規定、第10条及び第13条中「市長」を「教育委員会」に改める。

別表備考1中「市長」を「教育委員会」に、同表備考3中「規則」を「教育委員会が規則」に改める。

（大和高田市文化会館条例の一部改正）

7 大和高田市文化会館条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「大和高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第4条、第5条及び第11条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第12条第2項中「市長が」を「教育委員会は」に改め、「執行し、」の次に「市長は」を加える。

第13条第2項中「前項」を「、前項」に、「その賠償責任」を「、その賠償責任」に改める。

別表の2 附属設備及びその使用料中「市長」を「教育委員会」に改める。

### 条例第32号

大和高田市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続条例の一部を改正する条例

大和高田市行政手続条例（平成10年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条後段中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市行政手続条例の規定は、この条例の施行の日以後にする聴聞の通知について適用し、同日前にした聴聞の通知については、なお従前の例による。

### 条例第33号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (7) 住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。
- (8) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。

第4条第1項中「及び」を「、」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が住登外者宛名情報をを利用して行う法別表の右欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務（以下この条において「準法定事務」という。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の右欄に掲げる事務又は準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中「

16 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
17 教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

」を

「

16 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
17 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
18 教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
19 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」に改める。

別表第2の1の項中「又は生活保護法」を「、生活保護法」に改め、「外国人生活保護関係情報」という。」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の2の項から7の項までの規定中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に、同表の8の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は住登外者宛名情報」に、同表の9の項中「又は

「障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に、同表の10の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に、同表の11の項及び12の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に、同表の13の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の20の項の次に次のように加える。

21 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
22 教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3の2の項の次に次のように加える。

3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 条例第34号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大和高田市監査委員条例の一部改正)

第1条 大和高田市監査委員条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(大和高田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(大和高田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市下水道事業の設置等に関する条例（令和7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

#### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### 条例第35号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育するため、公務の運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第15条第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第17条の見出し及び同条第1項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 子育て部分休暇に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

### 条例第36号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の種目は、職員等の旅費等に関する条例（昭和27年条例第13号）第5条に規定する旅費の種目（転居費、着後滞在費及び家族移転費を除く。）とする。

第4条第3項中「前項」を「前2項」に、「旅費の支給方法」を「議長等の旅費の支給」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により支給する旅費の額は、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発した旅行に係る旅費の支給について適用し、同日前に出発した旅行に係る旅費の支給については、なお従前の例による。

**条例第37号**

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条第2項中「種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料」を「種目は、職員等の旅費等に関する条例（昭和27年条例第13号）第5条に規定する旅費の種目（転居費、着後滞在費及び家族移転費を除く。）及び車賃」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項から第5項までを次のように改める。

3 第1項の規定により支給する旅費（車賃を除く。）の額は、市長に支給される旅費の例による。ただし、別表の2項に掲げる特別職の職員に係る旅費の額にあっては、一般職の職員に支給される旅費の例による。

4 車賃の額は、1キロメートルにつき18円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額とする。

5 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、旅行中における年度の経過等のため車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以降の分に区分した路程ごとに通算して計算する。

第6条に次の2項を加える。

6 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

7 定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行するのが通常の経路である場合には、その実費額を支給する。

第7条中「費用弁償の計算、調整及び請求手続その他の支給方法」を「特別職の職員の旅費の支給」に改め、「に支給する旅費」を削る。

附則第3項中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第1を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発した旅行に係る旅費の支給について適用し、同日前に出発した旅行に係る旅費の支給については、なお従前の例による。  
(大和高田市消防団に関する条例の一部改正)
- 3 大和高田市消防団に関する条例（昭和36年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第15条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

### 条例第38号

大和高田市実費弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市実費弁償条例の一部を改正する条例

大和高田市実費弁償条例（昭和35年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（実費弁償の種目）

第3条 実費弁償の種目は、職員等の旅費等に関する条例（昭和27年条例第13号）第5条に規定する旅費の種目（転居費、着後滞在費及び家族移転費を除く。次条及び第6条において「鉄道賃等」という。）、車賃及び日当とする。

第5条を第8条とし、第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（鉄道賃等）

第4条 鉄道賃等の額は、別表のとおりとする。

（車賃）

第5条 車賃の額は、別表のとおりとする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、旅行中における年度の経過等のため車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以降の分に区分した路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行するのが通常の経路である場合には、その実費額を支給する。

（日当）

第6条 日当の額は、別表のとおりとする。

2 第4条の鉄道賃等を支給する場合であって、路程が鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額とする。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

4 前3項の規定にかかわらず、奈良県内に旅行する場合は、日当を支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。

別表を次のように改める。

## 別表（第4条、第5条及び第6条）

鉄道賃等	車賃 〔1キロメートルにつき〕	日当 〔1日につき〕
一般職の職員の例により計算した額	18円	2,000円

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市実費弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う出頭、出席又は参加に係る実費弁償について適用し、同日前に行った出頭、出席又は参加に係る実費弁償については、なお従前の例による。

## 条例第39号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

## 条例第40号

一般職の職員の給与等に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第2ア 教育職給料表（1）備考第2号中「は、この表の額に7,700円」を「にあってはこの表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員で市長

が規則で定めるものの給料月額にあってはこの表の額に3,800円」に改める。

別表第2イ 教育職給料表（2）備考第2号中「は、この表の額に7,500円」を「にあってはこの表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額にあってはこの表の額に4,000円」に改める。

（教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第2条 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「イ教育職給料表（二）」の次に「（次条第1項及び第3条の2において「教育職給料表」と総称する。）」を加える。

第3条第1項中「のうちその属する職務の級が給料表の2級又は1級である者」を「（職務の級が教育職給料表の4級、3級又は特2級である者並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。次条において同じ。）を除く。第3項及び第6条において同じ。）」に、「100分の4」を「100分の10（幼稚園の教育職員にあっては、100分の4）」に改め、同条第3項中「（管理職手当を受ける者を除く。第6条において同じ。）」を削る。

第3条の2中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「（職務の級が教育職給料表の4級、3級又は特2級である者並びに指導改善研修被認定者を除く。）」を加える。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第2項を次のように改める。

（経過措置）

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給される給与について適用し、同日前に支給される給与については、なお従前の例による。

#### 条例第41号

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改

正する。

第8条の2第2項第2号ハ中「7, 000円」を「7, 300円」に改め、同号二中「9, 100円」を「10, 400円」に改め、同号亦中「11, 300円」を「13, 500円」に改め、同号ヘ中「13, 700円」を「16, 600円」に改め、同号ト中「16, 100円」を「19, 700円」に改め、同号チ中「18, 500円」を「22, 800円」に改め、同号リ中「20, 900円」を「25, 900円」に改め、同号ヌ中「21, 800円」を「29, 100円」に改め、同号ル中「22, 700円」を「32, 300円」に改め、同号ヲ中「23, 600円」を「35, 500円」に改め、同号ワ中「24, 500円」を「38, 700円」に改め、同条第3項中「、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額」を「及び第2項第2号に定める額」に改め、「（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）」を削り、「前2項」を「前項」に改める。

第14条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「6, 600円」を「7, 050円」に改め、同条第2項中「22, 000円」を「23, 500円」に改める。

第17条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同項第1号中「100分の70」を「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
員以外の	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700

職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		

	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			

	86	266,200	305,800	355,700					
	87	266,500	306,100	356,100					
	88	266,800	306,400	356,500					
	89	267,100	306,700	356,700					
	90	267,400	307,000	357,100					
	91	267,700	307,300	357,500					
	92	268,000	307,600	357,900					
	93	268,300	307,800	358,100					
	94		308,000	358,400					
	95		308,300	358,800					
	96		308,700	359,100					
	97		308,900	359,400					
	98		309,200	359,800					
	99		309,500	360,200					
	100		309,900	360,600					
	101		310,100	361,100					
	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						

	125		316,800					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

## 教育職給料表

## ア 教育職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1級		2級		3級		4級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年			円	円	円	円	円	円	円
前再	1		212,900	259,800	389,400	464,700			
任用	2		215,300	261,200	390,900	466,500			
短時	3		217,600	262,600	392,300	468,300			
間勤	4		219,900	264,000	393,700	470,100			
務職	5		222,100	265,400	395,100	471,800			
員以 外の	6		224,400	266,600	396,500	473,500			
職員	7		226,600	267,800	398,000	475,400			
	8		228,800	269,000	399,400	477,200			
	9		231,000	270,300	400,700	478,900			
	10		233,200	271,400	402,100	480,500			
	11		235,400	272,500	403,600	482,100			
	12		237,600	273,700	405,100	483,600			
	13		239,800	275,000	406,400	485,100			
	14		241,900	276,700	407,900	486,400			
	15		244,000	278,400	409,400	487,800			
	16		246,100	280,100	410,900	489,100			
	17		248,200	281,800	412,300	490,300			
	18		250,000	283,800	413,900	490,900			
	19		251,700	286,000	415,500	491,500			
	20		253,400	288,200	417,000	492,200			
	21		255,100	290,400	418,200	492,800			
	22		256,400	292,600	419,600				

	23	257,700	294,800	421,000	
	24	258,900	296,900	422,300	
	25	260,100	298,900	423,900	
	26	261,300	300,800	425,300	
	27	262,500	302,700	426,600	
	28	263,700	304,500	428,000	
	29	264,800	306,300	429,400	
	30	265,800	308,200	430,700	
	31	266,900	310,000	432,200	
	32	267,900	311,700	433,700	
	33	269,000	313,400	435,300	
	34	270,100	315,200	436,700	
	35	271,300	316,900	438,300	
	36	272,600	318,500	439,800	
	37	273,800	320,100	441,500	
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	
	46	282,800	335,500	454,100	
	47	283,600	337,200	455,300	
	48	284,400	338,900	456,500	
	49	285,100	340,600	457,600	
	50	285,900	342,300	458,800	
	51	286,600	344,000	460,000	
	52	287,400	345,700	461,200	
	53	288,200	347,400	462,400	
	54	289,000	348,700	463,600	
	55	289,700	350,000	464,800	
	56	290,500	351,300	466,000	
	57	291,200	352,800	467,100	
	58	291,800	354,400	467,700	
	59	292,600	355,900	468,200	
	60	293,400	357,500	468,700	
	61	294,100	358,900	469,200	

	62	294,700	360,500		
	63	295,500	362,100		
	64	296,100	363,500		
	65	297,100	365,000		
	66	297,900	366,600		
	67	298,600	368,200		
	68	299,300	369,700		
	69	299,900	371,200		
	70	300,600	372,800		
	71	301,300	374,300		
	72	302,000	375,800		
	73	302,700	377,300		
	74	303,400	378,900		
	75	304,100	380,500		
	76	304,600	382,000		
	77	305,200	383,400		
	78	305,800	384,800		
	79	306,500	386,200		
	80	307,100	387,500		
	81	307,600	388,800		
	82	308,200	390,200		
	83	308,900	391,500		
	84	309,600	392,800		
	85	310,200	393,900		
	86	311,000	395,300		
	87	311,700	396,600		
	88	312,300	397,900		
	89	313,000	399,100		
	90	313,800	400,400		
	91	314,600	401,500		
	92	315,400	402,700		
	93	315,900	403,900		
	94	316,700	405,000		
	95	317,500	406,200		
	96	318,300	407,400		
	97	318,900	408,800		
	98	319,600	409,800		
	99	320,400	410,800		
	100	321,100	411,800		

	101	321,900	412,700		
	102	322,700	413,700		
	103	323,600	414,800		
	104	324,400	415,900		
	105	325,000	416,600		
	106	325,800	417,500		
	107	326,600	418,400		
	108	327,400	419,300		
	109	328,100	420,100		
	110	328,500	420,900		
	111	328,800	421,700		
	112	329,300	422,500		
	113	329,800	423,100		
	114	330,200	423,800		
	115	330,600	424,500		
	116	331,000	425,200		
	117	331,500	425,800		
	118	332,000	426,300		
	119	332,400	426,600		
	120	332,900	426,900		
	121	333,400	427,200		
	122	333,800	427,500		
	123	334,200	427,800		
	124	334,700	428,000		
	125	335,200	428,200		
	126	335,500	428,500		
	127	335,800	428,800		
	128	336,100	429,000		
	129	336,300	429,200		
	130	336,600	429,500		
	131	336,900	429,800		
	132	337,100	430,000		
	133	337,300	430,200		
	134	337,500	430,500		
	135	337,700	430,800		
	136	338,000	431,000		
	137	338,300	431,200		
	138	338,500	431,500		
	139	338,800	431,800		

	140	339,100	432,000		
	141	339,300	432,200		
	142	339,500	432,500		
	143	339,800	432,800		
	144	340,000	433,000		
	145	340,300	433,200		
	146	340,500			
	147	340,800			
	148	341,100			
	149	341,300			
	150	341,500			
	151	341,800			
	152	342,100			
	153	342,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		247,200	288,900	348,200	436,000

## 備考

- (1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## イ 教育職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円
前再	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
任用	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
短時	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
間勤	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
務職	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
員以	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
外の	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
職員	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500

	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800	
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000	
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100	
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200	
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400	
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200	
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000	
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900	
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800	
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200	
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700	
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200	
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700	
	22	256,400	271,400	366,700	388,500		
	23	257,700	272,500	368,100	389,700		
	24	258,900	273,700	369,400	390,800		
	25	260,100	275,000	370,600	391,800		
	26	261,200	276,700	372,000	393,000		
	27	262,300	278,400	373,300	394,100		
	28	263,400	280,100	374,600	395,200		
	29	264,600	281,800	375,800	396,300		
	30	265,700	283,800	377,200	397,500		
	31	266,800	286,000	378,500	398,700		
	32	267,800	288,200	379,800	399,800		
	33	268,900	290,400	381,100	400,800		
	34	269,900	292,600	382,300	401,900		
	35	270,900	294,800	383,400	403,100		
	36	272,000	296,900	384,600	404,300		
	37	273,200	298,900	385,800	405,500		
	38	274,100	300,800	387,000	406,800		
	39	275,100	302,700	388,200	407,900		
	40	276,200	304,500	389,300	409,100		
	41	277,400	306,300	390,400	410,200		
	42	278,500	308,200	391,600	411,500		
	43	279,600	310,000	392,800	412,500		
	44	280,700	311,700	393,900	413,600		
	45	281,600	313,400	395,000	414,800		
	46	282,400	315,200	396,300	416,000		
	47	283,200	316,900	397,500	417,200		

	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
	57	290,400	333,600	407,800	428,500	
	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000		
	83	306,700	372,800	428,300		
	84	307,300	374,000	428,500		
	85	307,700	375,200	428,700		
	86	308,100	376,400	429,000		

	87	308,600	377,500	429,300			
	88	309,100	378,600	429,500			
	89	309,500	379,600	429,700			
	90	310,000	380,700	430,000			
	91	310,400	381,800	430,300			
	92	310,900	382,900	430,500			
	93	311,200	384,000	430,700			
	94	311,700	385,100	431,000			
	95	312,200	386,100	431,300			
	96	312,600	387,200	431,500			
	97	312,900	388,200	431,700			
	98	313,300	389,200	432,000			
	99	313,700	390,100	432,300			
	100	314,100	391,000	432,500			
	101	314,500	391,800	432,700			
	102	314,800	392,800	433,000			
	103	315,100	393,600	433,300			
	104	315,400	394,500	433,500			
	105	315,600	395,300	433,700			
	106	315,900	396,200				
	107	316,200	397,100				
	108	316,400	398,000				
	109	316,600	398,800				
	110	316,800	399,800				
	111	317,100	400,700				
	112	317,400	401,600				
	113	317,600	402,200				
	114	317,800	403,100				
	115	318,000	404,000				
	116	318,300	404,900				
	117	318,600	405,700				
	118	318,800	406,400				
	119	319,100	407,200				
	120	319,400	408,000				
	121	319,600	408,600				
	122	319,800	409,300				
	123	320,000	410,000				
	124	320,300	410,600				
	125	320,600	411,200				

	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

## 備考

(1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円
前再	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
任用	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
短時	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
間勤	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
務職	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
員以	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
外の	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
職員	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		

	29	389,500	462,300	519,800			
	30	391,200	463,600	521,500			
	31	392,900	465,000	523,300			
	32	394,700	466,400	525,000			
	33	396,400	467,700	526,500			
	34	398,200	469,100	527,800			
	35	399,800	470,400	529,100			
	36	401,100	471,800	530,400			
	37	402,500	473,200	531,400			
	38	403,900	474,900	532,700			
	39	405,300	476,500	534,000			
	40	406,700	478,000	535,300			
	41	408,200	479,600	536,300			
	42	408,900	480,800	537,100			
	43	409,500	481,900	537,900			
	44	410,100	483,000	538,700			
	45	410,900	484,000	539,600			
	46	411,500	484,900	540,400			
	47	412,100	485,800	541,200			
	48	412,600	486,600	541,900			
	49	413,100	487,300	542,700			
	50	413,500	488,000	543,500			
	51	414,000	488,700	544,200			
	52	414,400	489,300	545,100			
	53	414,800	489,900	546,000			
	54	415,100	490,600	546,800			
	55	415,400	491,200	547,700			
	56	415,800	491,800	548,600			
	57	416,100	492,100	549,400			
	58	416,500	492,700	550,200			
	59	416,800	493,300	551,000			
	60	417,200	494,000	551,700			
	61	417,600	494,400	552,500			
	62	417,900	495,000	553,400			
	63	418,200	495,700	554,300			
	64	418,500	496,400	555,200			
	65	418,800	496,800	556,000			
	66		497,400	556,900			
	67		498,000	557,800			

	68		498,500	558,700			
	69		499,000	559,500			
	70		499,500	560,400			
	71		500,000	561,300			
	72		500,500	562,200			
	73		500,900	563,000			
	74		501,400				
	75		501,800				
	76		502,200				
	77		502,700				
	78		503,300				
	79		503,800				
	80		504,200				
	81		504,700				
	82		505,300				
	83		505,900				
	84		506,400				
	85		506,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

#### イ 医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
任用	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
短時	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
間勤	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
務職	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
員以	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
外の	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
職員	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400

	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		

	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800			
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500			
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100			
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500			
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000			
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600			
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200			
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600			
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100			
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600			
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100			
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700			
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200			
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800			
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400			
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900			
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400			
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800			
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200			
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500			
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400			
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
	78	265,000	301,000	338,100	359,700				
	79	265,300	301,200	338,500	359,900				
	80	265,500	301,500	339,000	360,200				
	81	265,700	301,800	339,500	360,700				
	82	266,000	302,000	339,800	361,000				
	83	266,300	302,300	340,000	361,300				
	84	266,500	302,600	340,300	361,600				
	85	266,700	302,800	340,700	362,000				
	86		303,000	341,100	362,300				

	87		303,200	341,400	362,600			
	88		303,400	341,700	362,900			
	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

#### ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額								
定年 前再 任用	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	307,800	331,800	375,100			

職員 員以外の 外の職員	短時	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	
	間勤	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	
	務職	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	
	員以	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	
	外の	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	
	職員	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	
		9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	
		10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	
		11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	
		12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	
		13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	
		14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	
		15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	
		16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	
		17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	
		18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	
		19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	
		20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	
		21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	
		22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	
		23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	
		24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	
		25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	
		26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	
		27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	
		28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	
		29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	
		30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	
		31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	
		32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	
		33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	
		34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	
		35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	
		36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	
		37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	
		38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	
		39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	
		40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	
		41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	

	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		

	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			
	89	297,200	325,500	362,800	381,300			
	90	297,700	326,500	363,400	381,800			
	91	298,200	327,500	364,000	382,100			
	92	298,700	328,500	364,600	382,400			
	93	299,200	329,300	365,000	383,000			
	94	299,600	330,000	365,400	383,500			
	95	300,100	330,700	365,900	384,000			
	96	300,700	331,300	366,300	384,500			
	97	301,300	331,800	366,800	385,100			
	98	301,800	332,100	367,200	385,600			
	99	302,300	332,600	367,700	386,100			
	100	302,800	333,200	368,100	386,500			
	101	303,200	333,600	368,400	387,100			
	102	303,700	334,100	368,900	387,600			
	103	304,100	334,700	369,200	388,100			
	104	304,500	335,200	369,500	388,600			
	105	304,900	335,600	369,900	389,200			
	106	305,300	336,100	370,400	389,600			
	107	305,700	336,600	370,900	390,100			
	108	306,000	337,100	371,400	390,600			
	109	306,200	337,500	371,900	391,200			
	110	306,500	337,800	372,400				
	111	306,700	338,100	372,900				
	112	307,000	338,400	373,300				
	113	307,300	338,700	373,700				
	114	307,500	339,100	374,100				
	115	307,800	339,400	374,600				
	116	308,000	339,700	375,100				
	117	308,300	339,900	375,500				
	118	308,500	340,200	376,000				
	119	308,800	340,500	376,500				

	120	309,100	340,700	377,000				
	121	309,400	340,900	377,300				
	122	309,700	341,200					
	123	310,000	341,500					
	124	310,300	341,800					
	125	310,500	342,000					
	126	310,700	342,300					
	127	311,000	342,600					
	128	311,400	342,800					
	129	311,600	343,000					
	130	311,900	343,200					
	131	312,200	343,500					
	132	312,600	343,700					
	133	312,800	344,000					
	134	313,100	344,400					
	135	313,400	344,800					
	136	313,700	345,200					
	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						

	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2 第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で定める額

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第1号中「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「

392,000円
440,000円
492,000円

	555, 000円
	634, 000円
	740, 000円
	864, 000円

」を

「

	405, 000円
	455, 000円
	508, 000円
	574, 000円
	655, 000円
	765, 000円
	893, 000円

」に改める。

第8条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に、「100分の87.5」を「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」改める。

第4条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の96.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に、「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例（次条において「改正後の給与等条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

##### (給与の内扱)

第2条 改正後の給与等条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内扱とみなす。

## 条例第42号

職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

### 職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費等に関する条例（昭和27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第4号中「勤務場所」の次に「（常時勤務する勤務場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条第6号を次のように改める。

（6） 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第1条の2に次の1号を加える。

（8） 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他市長が定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他市長が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものを行う。

第2条第1項中「赴任」の次に「（市長が移転に伴う旅行の距離等を考慮して特に必要と認めるものに限る。以下同じ。）」を加え、同条第6項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に、「交通機関の事故等」を「天災その他市長が定める事情」に、「うち、次に掲げる額を旅費として支給する」を「範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「前2項」に改め、「その出発前に」を削り、「を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第4条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他市長が定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で所要の払戻し手続を取ったにもかかわらず払戻しを受けることができなかった額は、」を「その者の損失となる金額又は支出を要する金額として、市長が定めるものを」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には旅費を支給する。

第2条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項、第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第3条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「、旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項中「これを変更しようとするときは」を「その変更をするには」に、「当該旅行に関し必要な事項を記載し、これ」を「市長が定める事項の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示してしなければならない」を「通知しなければならない」に改め、同項ただし書中「これを提示する」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする」に、「口頭に

より旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第5項中「を提示」を「に記載又は記録を」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「同項に定める事項の記載又は記録を」に改める。

第4条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第2項中「した後、」の次に「できるだけ」を加える。

第23条中「ほか、」の次に「この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため」を加え、同条を第30条とする。

第22条の2後段を削り、同条を第27条とし、同条の次に次の2条を加える。

（旅費の返納）

第28条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が定める。

（市長の監督）

第29条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

第22条第2項中「種類」を「種目」に改め、「、その採用すべき職務の級又はその職務の内容を勘定し」を削り、同条を第26条とする。

第21条中「（日当を除く。）」を削り、同条を第25条とする。

第20条中「国家公務員の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例により、任命権者が定める額を支給する」を「国家公務員の例に準じて任命権者が定める」に改め、同条を第24条とし、第19条を第23条とし、第18条を第22条とする。

第17条第1項中「公用車を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に、「通常必要としない旅費又は著しく旅行の実費を超える旅費」を「不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費」に、「その必要としない部分の旅費又はその実費を超えることとなる部分の旅費」を「その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費」に改め、同条を第21条とする。

第16条第2項中「第1条の2第6号」を「第1条の2第7号」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第6条第1項各号、第7条第1項各号、第8条第1項各号及び第9条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第10条、第11条、第13条、第14条及び第15条第1項並びに第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

第15条中「職員の旅行地から本市までの前職務相当の旅費とする」を「退職等の日の翌日から3ヶ月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第15条を第18条とする。

第6条から第14条までを削る。

第5条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「会計管理者」を「、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「5日以内」を「所定の期間内」に、「ただちに」を「所定の期間内に」に改め、同条第3項中「会計管理者」を「支出命令者等」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

第5条に次の2項を加える。

- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

- 6 第1項の請求書及び必要な添付書類、記載事項又は記録事項、第2項に規定する期間並びに第3項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が定める。

第5条を第17条とし、第4条の次に次の12条を加える。

（旅費の種目）

第5条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

（鉄道費）

第6条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条1項に規定する軌道その他市長が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長、副市長及び教育長に限る。）

## (6) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

## (船賃)

第7条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市長が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、市長が予算上必要と認めるときは、特別船室料金を支給しないことができる。

## (1) 運賃

## (2) 寝台料金

## (3) 座席指定料金

## (4) 特別船室料金（市長、副市長及び教育長に限る。）

## (5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

## (航空賃)

第8条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市長が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

## (1) 運賃

## (2) 座席指定料金

## (3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

## (その他の交通費)

第9条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

## (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

## (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

## (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

## (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

## (宿泊費)

第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第6条から第9条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘定して1夜当たり2,400円とする。ただし、宿泊費又は包括宿泊費について、次の各号に掲げる場合に該当する場合の1夜当たりの宿泊手当の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 2,400円に3分の2を乗じて得た額
  - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 2,400円に3分の1を乗じて得た額
- 2 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、1夜当たり2,400円とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、2,400円に3分の1を乗じて得た額とする。
- 3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第13条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第15条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市長が定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第14条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第15条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第6条から前条までの費用の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（旅費の計算）

第16条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第6条から前条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

(単位 円)

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	特別職の常勤の職員	一般職の職員
北海道	18,000	13,000
青森県	15,000	11,000
岩手県	13,000	9,000
宮城県	14,000	10,000
秋田県	15,000	11,000
山形県	14,000	10,000
福島県	11,000	8,000
茨城県	15,000	11,000
栃木県	14,000	10,000
群馬県	14,000	10,000
埼玉県	27,000	19,000
千葉県	24,000	17,000
東京都	27,000	19,000
神奈川県	22,000	16,000
新潟県	22,000	16,000
富山県	15,000	11,000
石川県	13,000	9,000
福井県	14,000	10,000
山梨県	17,000	12,000
長野県	15,000	11,000
岐阜県	18,000	13,000
静岡県	13,000	9,000
愛知県	15,000	11,000
三重県	13,000	9,000
滋賀県	15,000	11,000
京都府	27,000	19,000
大阪府	18,000	13,000
兵庫県	17,000	12,000
奈良県	15,000	11,000
和歌山県	15,000	11,000
鳥取県	11,000	8,000
島根県	13,000	9,000
岡山県	14,000	10,000
広島県	18,000	13,000
山口県	11,000	8,000
徳島県	14,000	10,000

香川県	21,000	15,000
愛媛県	14,000	10,000
高知県	15,000	11,000
福岡県	25,000	18,000
佐賀県	15,000	11,000
長崎県	15,000	11,000
熊本県	20,000	14,000
大分県	15,000	11,000
宮崎県	17,000	12,000
鹿児島県	17,000	12,000
沖縄県	15,000	11,000

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の職員等の旅費等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第1条の2第4号に規定する旅行命令権者が新条例第2条第6項に規定する旅行命令等を発する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の職員等の旅費等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第3条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第1条の2第4号に規定する旅行命令権者が新条例第3条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第2条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第2条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づき市長が定める他の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

## 条例第43号

大和高田市市民交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市市民交流センター条例の一部を改正する条例

大和高田市市民交流センター条例（平成27年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(子どもの託児室の使用対象者)

第5条 子どもの託児室（以下「託児室」という。）を使用することができる者は、本市に住所を有

する者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは本市に住所を有する者以外の者に使用させることができる。

第6条第1項中「若しくは会議室を使用しようとする者若しくは交流スペースの一部を専用的に使用しようとする者」を「、会議室」に改める。

別表第1中「、会議室及び交流スペース」を「及び会議室」に、

「

多 目 的 室	市民活動団体	1,520円	2,030円	3,550円	1,520円	3,550円	5,070円
	市民活動団体以外の者	5,090円	5,090円	10,180円	5,090円	10,180円	15,270円
会 議 室	市民活動団体	610円	810円	1,420円	610円	1,420円	2,030円
	市民活動団体以外の者	2,030円	2,030円	4,060円	2,030円	4,060円	6,090円
交 流 ス ペ ー ス の 一 部	市民活動団体	450円	610円	1,060円	450円	1,060円	1,510円
	市民活動団体以外の者	1,520円	1,520円	3,040円	1,520円	3,040円	4,560円

」を

「

多 目 的 室	本市に住所を有する者（法人その他の団体にあっては、本市に事務所を有する者。この表において「市民等」という。）	2,100円	2,800円	4,900円	2,100円	4,900円	7,000円	
	市民等以外の者	4,200円	5,600円	9,800円	4,200円	9,800円	14,000円	
会 議 室	市民等	900円	1,200円	2,100円	900円	2,100円	3,000円	
	市民等以外の者	1,800円	2,400円	4,200円	1,800円	4,200円	6,000円	

」に、

「この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。」を「使用者が営利団体又は事業を営む個人であるときの使用料は、この表中の額に2を乗じて得た額とする。」に改める。

別表第2中「1時間に」の前に「最初の1時間は無料とし、その後」を加え、「12時間」を「24時間」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の大和高田市市民交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に大和高田市市民交流センターを利用する者について適用し、同日前に大和高田市市民交流センターを利用する者については、なお従前の例による。

## 条例第44号

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第2条 法第34条第2項の特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46号第2項の特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）で定める基準とする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

2 第2条の規定の適用に関する経過措置等は、府令の附則及び府令を改正する府令の附則に規定する経過措置等の例による。

## 条例第45号

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）で定める基準とする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

2 第2条の規定の適用に関する経過措置等は、省令の附則及び省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

### 条例第46号

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（平成22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第34条の8の2第1項に規定する条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）で定める基準とする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置等）

第2条 施行日において、現に存する放課後児童健全育成事業所（省令第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。以下同じ。）（当該事業所のうち、同日において省令第9条第2項に定める面積に満たないものに限る。）における同項の規定の適用については、当分の間、同項中「1.65平方メートル」とあるのは、「この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業所ごとに定められている児童の定員数により算出した児童1人当たりの専用区画の面積」とする。

第3条 施行日において、現に存する放課後児童健全育成事業所（当該事業所のうち、同日において省令第10条第4項に定める児童の数を超えるものに限る。）における同項の規定の適用については、当分の間、同項中「40人」とあるのは、「この条例の施行の日の前日において放課後児童健

全育成事業所ごとに定められている1の支援の単位を構成する児童の数」とする。  
第4条 前2条に規定するもののほか、第2条の規定の適用に関する経過措置等は、省令の附則及び省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

## 規則

### 規則第44号

大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月18日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市印鑑条例施行規則（昭和57年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「印鑑登録照会書・印鑑登録回答書」を「印鑑の登録に関する照会書・回答書」に改め、同条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

#### （5）印鑑登録証引換交付申請書（様式第5号）

第10条第7号中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号中「様式第8号の2」を「様式第8号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号を削り、同条第14号中「様式第10号」を「様式第9号」に改め、同号を同条第12号とする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第10条関係)

第 号

照会番号

年 月 日

大和高田市長

## 印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

## 回 答 書

年 月 日

大和高田市長 様

申請した印鑑

照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。

住 所

本人署名

生年月日

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

## 委 任 状

年 月 日

代理人住所

代理人氏名

回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、  
その権限を委任いたします。 本人署名

備考 :

(お問合せ先)

様式第3号中「続柄（　　）」を削り、

「

登	録	番	号

」を

「

登	録	番	号

」に改める。

様式第4号及び様式第4号の2を削り、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号から様式第9号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第10号を様式第8号とし、同様式を次のように改める。

様式第9号（第10条関係）

第 号

年 月 日

大和高田市長

## 印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(お問合せ先)

## 附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

## 規則第45号

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「100分の110」を「100分の112.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の110」を「100分の112.5」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第4号中「100分の100」を「100分の102.5」に改め、同条第2項第1号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同項第3号中「100分の45」を「100分の47.5」に改める。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第21条各号中「3級」の次に「又は4級」を加える。

第3条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条の5を次のように改める。

第5条の5 条例第8条の2第2項第2号で定める額は次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

- |      |  |         |
|------|--|---------|
| (1)  | 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上5キロメートル未満である職員 | 2,000円  |
| (2)  | 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員                          | 4,200円  |
| (3)  | 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員                         | 7,300円  |
| (4)  | 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員                         | 10,400円 |
| (5)  | 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員                         | 13,500円 |
| (6)  | 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員                         | 16,600円 |
| (7)  | 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員                         | 19,700円 |
| (8)  | 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員                         | 22,800円 |
| (9)  | 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員                         | 25,900円 |
| (10) | 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員                         | 29,100円 |

(11)	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 0円	32, 30
(12)	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 0円	35, 50
(13)	使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 0円	38, 70
(14)	使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 0円	42, 20
(15)	使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 0円	45, 70
(16)	使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 0円	49, 20
(17)	使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 0円	52, 70
(18)	使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 0円	56, 20
(19)	使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 0円	59, 60
(20)	使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 00円	63, 0
(21)	使用距離が片道100キロメートル以上である職員	66, 400円

第5条の6の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第5条の6 前条の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、同条各号に掲げる額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減ずるものとする。

第5条の8に見出しとして「（交通の用具）」を付する。

第19条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の111.25」に、「100分の117.5」を「100分の116.25」に改め、同項第2号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の112.5」を「100分の111.25」に改め、同項第3号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第4号中「100分の102.5」を「100分の101.25」に改め、同条第2項第1号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の57.5」を「100分の56.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の47.5」を「100分の46.25」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第2条の規定 令和8年1月1日
  - 第3条の規定 令和8年4月1日
- 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の規定は、令和7年1月1日から適用する。

**規則第46号**

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

宿日直手当支給規則（昭和34年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当支給規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

**規則第47号**

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和50年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	円 1,300	円 1,700	円 4,000	円 5,100
	2	1,300	1,700	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	4,100	5,200
	7	1,300	1,800	4,100	5,200
	8	1,300	1,800	4,100	5,200
	9	1,400	1,900	4,100	5,300
	10	1,400	1,900	4,100	5,300
	11	1,400	1,900	4,100	5,300
	12	1,400	1,900	4,100	5,300
	13	1,500	2,000	4,200	5,400
	14	1,500	2,000	4,200	5,400
	15	1,500	2,000	4,200	5,400
	16	1,500	2,000	4,200	5,400

	17	1,600	2,100	4,400	5,500
	18	1,600	2,100	4,400	5,500
	19	1,600	2,100	4,400	5,500
	20	1,600	2,100	4,400	5,500
	21	1,700	2,200	4,400	5,600
	22	1,700	2,200	4,400	
	23	1,700	2,200	4,400	
	24	1,700	2,200	4,400	
	25	1,800	2,300	4,600	
	26	1,800	2,300	4,600	
	27	1,800	2,300	4,600	
	28	1,800	2,300	4,600	
	29	1,900	2,400	4,700	
	30	1,900	2,400	4,700	
	31	1,900	2,400	4,700	
	32	1,900	2,400	4,700	
	33	1,900	2,600	4,700	
	34	1,900	2,600	4,700	
	35	1,900	2,600	4,700	
	36	1,900	2,600	4,700	
	37	2,000	2,600	4,800	
	38	2,000	2,600	4,800	
	39	2,000	2,600	4,800	
	40	2,000	2,600	4,800	
	41	2,200	2,800	4,900	
	42	2,200	2,800	4,900	
	43	2,200	2,800	4,900	
	44	2,200	2,800	4,900	
	45	2,200	3,000	5,000	
	46	2,200	3,000	5,000	
	47	2,200	3,000	5,000	
	48	2,200	3,000	5,000	
	49	2,300	3,200	5,100	
	50	2,300	3,200	5,100	
	51	2,300	3,200	5,100	
	52	2,300	3,200	5,100	
	53	2,400	3,300	5,100	
	54	2,400	3,300	5,100	
	55	2,400	3,300	5,100	

	56	2,400	3,300	5,100	
	57	2,400	3,400	5,200	
	58	2,400	3,400	5,200	
	59	2,400	3,400	5,200	
	60	2,400	3,400	5,200	
	61	2,500	3,500	5,200	
	62	2,500	3,500		
	63	2,500	3,500		
	64	2,500	3,500		
	65	2,600	3,700		
	66	2,600	3,700		
	67	2,600	3,700		
	68	2,600	3,700		
	69	2,600	3,800		
	70	2,600	3,800		
	71	2,600	3,800		
	72	2,600	3,800		
	73	2,700	3,800		
	74	2,700	3,800		
	75	2,700	3,800		
	76	2,700	3,800		
	77	2,800	3,900		
	78	2,800	3,900		
	79	2,800	3,900		
	80	2,800	3,900		
	81	2,800	4,000		
	82	2,800	4,000		
	83	2,800	4,000		
	84	2,800	4,000		
	85	2,800	4,100		
	86	2,800	4,100		
	87	2,800	4,100		
	88	2,800	4,100		
	89	2,900	4,200		
	90	2,900	4,200		
	91	2,900	4,200		
	92	2,900	4,200		
	93	3,000	4,300		
	94	3,000	4,300		

	95	3,000	4,300		
	96	3,000	4,300		
	97	3,100	4,400		
	98	3,100	4,400		
	99	3,100	4,400		
	100	3,100	4,400		
	101	3,100	4,400		
	102	3,100	4,400		
	103	3,100	4,400		
	104	3,100	4,400		
	105	3,200	4,500		
	106	3,200	4,500		
	107	3,200	4,500		
	108	3,200	4,500		
	109	3,200	4,600		
	110	3,200	4,600		
	111	3,200	4,600		
	112	3,200	4,600		
	113	3,200	4,700		
	114	3,200	4,700		
	115	3,200	4,700		
	116	3,200	4,700		
	117	3,300	4,700		
	118	3,300	4,700		
	119	3,300	4,700		
	120	3,300	4,700		
	121	3,300	4,700		
	122	3,300	4,700		
	123	3,300	4,700		
	124	3,300	4,700		
	125	3,300	4,700		
	126	3,300	4,700		
	127	3,300	4,700		
	128	3,300	4,700		
	129	3,400	4,700		
	130	3,400	4,700		
	131	3,400	4,700		
	132	3,400	4,700		
	133	3,400	4,800		

	134	3,400	4,800		
	135	3,400	4,800		
	136	3,400	4,800		
	137	3,400	4,900		
	138	3,400	4,900		
	139	3,400	4,900		
	140	3,400	4,900		
	141	3,500	4,900		
	142	3,500	4,900		
	143	3,500	4,900		
	144	3,500	4,900		
	145	3,500	4,900		
	146	3,500			
	147	3,500			
	148	3,500			
	149	3,500			
	150	3,500			
	151	3,500			
	152	3,500			
	153	3,500			
定年前再任用 短時間勤務職 員		2,200	2,600	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、学級担任には、この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この規則による改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の規定は、この条例の施行の日以後に支給される義務教育等教員特別手当について適用し、同日前に支給される義務教育等教員特別手当については、なお従前の例による。
- 

#### 規則第48号

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和高田市法令遵守推進条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市法令遵守推進条例施行規則（平成24年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

(大和高田市農業委員会の委員等の実績報酬の支給に関する規則の一部改正)

第2条 大和高田市農業委員会の委員等の実績報酬の支給に関する規則（平成31年規則第15号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第1」を「別表」を改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

#### 規則第49号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改  
正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「女子職員」を「女性職員」に改める。

第16条の3第2項中「部分休業」の次に「又は子育て部分休暇」を加え、「当該育児時間」を  
「当該部分休業又は子育て部分休暇」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第16条の4 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、大和高田市職員の育児休業等に関する条例（平  
成4年条例第5号）第20条の3で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、1日につき2時間を  
超えない範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものと  
する。

3 介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て部分休暇については、1日につき2  
時間から当該特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範  
囲内の時間とする。

第20条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条中「又  
は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は第15条の2第1項」を「、第15  
条の2第1項又は第15条の3第1項」に改める。

第22条第4項中「女子職員」を「女性職員」に改める。

第23条の見出し中「及び介護時間の請求」を「、介護時間及び子育て部分休暇の請求等」に改  
め、同条第1項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項

を加える。

3 第20条の子育て部分休暇の承認を受けた職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

第25条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

別表第2中「女子職員」を「女性職員」に改める。

（一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第9号中「勤務しなかった期間」の次に「又は勤務時間等条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間の合計」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### 規則第50号

大和高田市行政手続条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則  
(大和高田市行政手続条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市行政手続条例施行規則(平成10年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（聴聞の通知を公示により行う場合の方法）

第3条 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）

第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（大和高田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第2条 大和高田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

この規則は、大和高田市行政手続条例の一部を改正する条例（令和7年条例第32号）の施行の日から施行する。

### 規則第51号

大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（平成22年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「原則として当該会議を開催する日の2週間前までに、次に掲げる事項を市役所情報公開コーナー等に掲示するとともに、市WEBページに掲載する」を「次に掲げる事項を市の事務所の公衆が自由に閲覧することができる場所に掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の事前公表は、会議を開催する日の2週間前までに行うものとする。

第5条中「市役所情報公開コーナーに備え置くとともに、市WEBページに掲載する」を「市の事務所の公衆が自由に閲覧することができる場所に備え置き、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとる」に改める。

第6条中「市の広報誌及び市WEBページに掲載する」を「当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとる」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 規則第52号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第41条を第46条とする。

第40条第2号中「返還」を「支給認定の取消し」に改め、同条を第44条とし、同条の次に次の

1条を加える。

第45条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、住登外者宛名情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、住登外者宛名情報とする。

第39条第2号中「返還」を「支給認定の取消し」に改め、同条を第43条とし、第38条を第40条とし、同条の次に次の2条を加える。

第41条 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 大和高田市就学援助費事務取扱要綱第5条の規定による就学援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

(2) 大和高田市就学援助費事務取扱要綱第8条の規定による就学援助の支給認定の取消しに関する事務 前号に掲げる情報

第42条 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 大和高田市特別支援教育就学奨励費の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

(2) 大和高田市特別支援教育就学奨励費の支給認定の取消しに関する事務 前号に掲げる情報

第37条を第39条とし、第32条から第36条までを2条ずつ繰り下げる。

第31条第1号に次のように加える。

ク 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第31条を第33条とする。

第30条に次の1号を加える。

(6) 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第30条を第32条とする。

第29条に次の1号を加える。

(5) 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第29条を第31条とする。

第28条第1号に次のように加える。

オ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第28条を第30条とする。

第27条第1号に次のように加える。

オ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第27条を第29条とする。

第26条に次の1号を加える。

(3) 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第26条を第28条とする。

第25条第7号中「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項」を「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条」に改め、同条に次の1号を加える。

(13) 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第25条を第27条とする。

第24条第1号ケ中「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項」を「大和高田市ひ

とり親家庭等医療費助成条例第3条」に改め、同号に次のように加える。

セ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報  
第24条を第26条とする。

第23条第1号キ中「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項」を「大和高田市ひ  
とり親家庭等医療費助成条例第3条」に改め、同号に次のように加える。

シ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報  
第23条を第25条とする。

第22条第1号キ中「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項」を「大和高田市ひ  
とり親家庭等医療費助成条例第3条」に改め、同号に次のように加える。

シ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報  
第22条を第24条とする。

第21条第1号ケ中「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項」を「大和高田市ひ  
とり親家庭等医療費助成条例第3条」に改め、同号に次のように加える。

セ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報  
第21条を第23条とする。

第20条第1号ア中「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項」を「大和高田市ひ  
とり親家庭等医療費助成条例第3条」に改め、同号に次のように加える。

シ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報  
第20条を第22条とする。

第19条第1号カ中「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項」を「大和高田市ひ  
とり親家庭等医療費助成条例第3条」に改め、同号に次のように加える。

コ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報  
第19条を第21条とする。

第18条中「別表第1の17の項」を「別表第1の18の項」に、「大和高田市特別支援教育就学  
奨励費の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務」  
を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 大和高田市特別支援教育就学奨励費の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又  
はその申請に対する応答に関する事務

(2) 大和高田市特別支援教育就学奨励費の支給認定の取消しに関する事務

第18条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

第20条 条例別表第1の19の項の規則で定める事務は、住登外者宛名情報の管理に関する事務と  
する。

第17条中「別表第1の16の項」を「別表第1の17の項」に、「大和高田市就学援助費事務取  
扱要綱（平成14年教育委員会告示第23号）第4条の規定による就学援助の申請の受理、その申請  
に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務」を「次のとおり」に改め、同条  
に次の各号を加える。

(1) 大和高田市就学援助費事務取扱要綱（平成14年教育委員会告示第23号）第5条の規定  
による就学援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に  
に関する事務

(2) 大和高田市就学援助費事務取扱要綱第8条の規定による就学援助の支給認定の取消しに關  
する事務

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

**第17条** 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、条例第2条第7項に規定する住登外者宛名番号管理機能による住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。）の情報（以下「住登外者宛名情報」という。）の管理に関する事務とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 規則第53号

大和高田市子ども・子育て支援法施行細則及び大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子ども・子育て支援法施行細則及び大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

(大和高田市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第1条 大和高田市子ども・子育て支援法施行細則（令和2年規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「児童」を「子ども」に、

「

氏 名

」を

「

フ リ ガ ナ
氏 名

」に改める。

様式第5号中「

児童の氏名 及び生年月日	
却下理由	

」を

「

子 ど も	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名	
	居 住 地	

	生年月日	
却下理由		」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

## 保育料決定通知書

下記に記載のある方は、口座振替納付です。

金融機関		
口座種別		口座番号
口座名義人		

保育料について、以下のとおり決定しましたので通知いたします。

支給認定証番号	
子ども	フリガナ
	氏名
生年月日	
保護者	フリガナ
	氏名
居住地	
生年月日	
利用施設名称	
認定期区分	
月から月まで	
所得階層	所得調定額

## 決 定 額

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号中「

児童の氏名 及び生年月日	
施設の名称 及び所在地	
免除期間	
免除理由	

」を

「

子 ど も	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名	
	居 住 地	
生 年 月 日		
施設の名称及び所在地		
免 除 期 間		
免 除 理 由		

」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

## 保育料変更通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関		
口座種別		口座番号
口座名義人		

保育料について、次のとおり変更しましたので通知します。

支給認定証番号			
子 も ど	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
保 護 者	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
居 住 地			
生 年 月 日			
利 用 施 設 名 称			
認 定 区 分			

4月から8月まで

変更前	所得階層		所得調定額	
変更後	所得階層		所得調定額	
変更前決定額			変更後決定額	

9月から3月まで

変更前	所得階層		所得調定額	
変更後	所得階層		所得調定額	
変更前決定額			変更後決定額	

変更理由

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号中「

児童の氏名 及び生年月日	
施設の名称 及び所在地	
変更前免除期間	
変更後免除期間	
免除期間 変更理由	

」を

「

子 ど も	フリガナ 氏 名	
	生年月日	
保 護 者	フリガナ 氏 名	
	居住地	
	生年月日	
施設の名称 及び所在地		
変更前免除期間		
変更後免除期間		
免除期間変更理由		

」に改める。

様式第12号中「

児童の氏名 及び生年月日	
-----------------	--

」を

「

認定番号	
子 ど も	フリガナ 氏 名
	生年月日
護保	フリガナ 氏 名

	居 住 地	
	生 年 月 日	

」に改める。

様式第17号中「児童」を「子ども」に、

「

氏 名
-----

」を

「

フ リ ガ ナ
氏 名

」に改める。

様式第18号中「

児童の氏名 及び生年月日	
却下理由	

」を

「

子 ど も	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	
却 下 理 由		

」に改める。

様式第21号中「

児童の氏名 及び生年月日	
取消年月日	

」を

「

認 定 番 号	
子 ど も	フ リ ガ ナ 氏 名
	生 年 月 日
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名

	居 住 地	
	生 年 月 日	
取 消 年 月 日		

」に改める。

(大和高田市保育所条例施行規則の一部改正)

第2条 大和高田市保育所条例施行規則（平成17年規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「

利用する子どもの 氏名及び生年月日	
----------------------	--

」を

「

利 用 す る 子 ど も の 姓 名 及 び 生 年 月 日	
入 所 す る 子 ど も 保 護 者 の 姓 名 及 び 生 年 月 日	

」に改める。

様式第2号中「施設の利用」を「施設への入所（園）」に改め、

「

子 ど も の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
----------------------------	--

」を

「

子 ど も	フ リ ガ ナ 姓 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	フ リ ガ ナ 姓 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	
希 望 施 設 名 称		
希 望 入 所 年 月 日		

」に、「保留の有

効期限」を「有効期間」に改める。

様式第3号中「教育（保育）」を「教育・保育」に、

「

利 用 す る 子 ど も の 姓 名 及 び 生 年 月 日	
利 用 す る 施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	
教 育（保 育）の実 施 の解 除 の 年 月 日	

教育（保育）の実施 の解除の理由	
---------------------	--

」を

「

子 ど も	フ リ ガ ナ 氏 名
	生 年 月 日
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名
	居 住 地
	生 年 月 日
入所する保育所の 名称及び所在地	
保育の実施の 解除の年月日	
保育の実施の 解除の理由	

」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

## 利用承諾通知書兼保育料決定通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

申請のありました施設の利用について、次のとおり承諾します。また、保育料について次のとおり決定しましたので通知いたします。

支給認定証番号	
子どもの氏名及び生年月日	
保護者の氏名、居住地、生年月日	
利用する施設の名称及び所在地	
施設の利用期間	
認定期区分	
利用料の月額及び納入方法	

月から月まで

所得階層	決定期額
------	------

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

※口座振替日が休日の場合は、翌営業日に振り替えます。  
(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

## 規則第54号

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（平成12年規則第73号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「

氏名	印
----	---

」を

「

氏名	
----	--

」に、

「

市区町村長が 証明する欄	下記に掲げる当該認定を受けようとする者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する被保険者に_____年度の市民税が課されないことを証明する。
	_____、_____、_____
	_____、_____、_____
	_____、_____、_____
市区町村長名 印	

」を

「

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続なく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

年 月 日

市区町村長が 証明する欄	下記に掲げる当該認定を受けようとする者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する被保険者に_____年度の市民税が課されないことを証明する。
	_____、_____、_____
	_____、_____、_____
	_____、_____、_____
市区町村長名 印	

」に改め

る。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

## 国民健康保険療養費支給申請書

支給額 円

上記のとおり療養に要した費用を申請します。

ただし下記内訳のとおり

年 月 日

申請者（世帯主） 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

被保険者 記号・番号			世帯主名				
診療を受けた人	(フリガナ) 氏名		個人番号		申請者との 続柄		
	住 所						
	発症負傷日		診療日数	自至	診療日数	日	
	傷病名		傷病の原因		傷病の経過		
	診療の内容						
	受診した 医療機関	名称			診療科		
		所在地			医師名		
	受診状態		受給証				
	費用額	円	併用公費又は福祉の名称				
			交通事故等の第三者行為	有 • 無			
療養費の種別							
療養の給付を 受けることができ なかつた 理由							
受取 口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。						
振込	振込先	コード	名称	(フリガナ) 口座名義人			
	金融機関						
	支店			口座番号			
	口座種別						
点 数		総医療費		支給額			
負担率		一部負担額					

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状 年 月 日

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

世帯主氏名 \_\_\_\_\_

(申請者) \_\_\_\_\_

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

様式第7号から様式第9号までを次のように改める。

## 様式第7号（第11条関係）

国民健康保険 高額療養費 支給申請書

枚中 枚目

被保険者記号・番号	申請者（世帯主）氏名			診療年月	課税区分	所得区分			
				年 月					
交通事故等の第三者行為		有 無							
療養を受けた被保険者氏名		生年月日	医療機関等名			入外	日数	総医療費	
		個人番号	医療機関等所在地					被保険者負担額	
								傷病名	
					限度額	支給額			
					円	円			
年									
上記のとおり申請します。									
住所 _____									
申請者（世帯主） 氏名 _____		個人番号 _____			電話番号 _____				
受 取 口 座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。								
1：現金 2：振込		コード	名称	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	フリガナ 口座名義人				
	金融機関								
	支店			口座番号					
	口座種別	普通・当座・その他 ( )							

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状

年 月 日

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

世帯主氏名 \_\_\_\_\_  
 (申請者)

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

様式第8号（第12条関係）

## 出産育児一時金支給申請書

支 給 額 円  
上記金額を支給されるよう申請します。  
ただし下記内訳のとおり

年 月 日

世帯主住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。		
振込先	金融機関	(フリガナ)	
		口座名義人	
被保険者記号・番号	口座種別 普通・当座・その他（ ）	口座番号	
出産した被保険者氏名		個人番号	世帯主との続柄
出産の年月日	支払種別 (出生前の請求は、 貸付となります。)	支給・貸付	
出産の週(日)数	週( )日)		

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状 年 月 日

国民健康保険出産育児一時金の受領を下記の代理人に委任します。

世帯主氏名 \_\_\_\_\_

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

確 認	1. 住民異動による 2. 確認者氏名
-----	---------------------------

様式第9号（第13条関係）

## 葬祭費支給申請書

支 給 額 円

上記金額を支給されるよう申請します。

ただし下記内訳のとおり

葬祭を行う者

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。		
------	--	--	--

振込先	金融機関		(フリガナ) 口座名義人							
	口座種別 普通・当座・その他 ( )			口座番号						

被保険者 記号・番号										
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

死亡した 被保険者氏名					申請者との続柄					
----------------	--	--	--	--	---------	--	--	--	--	--

死 亡 年 月 日	年 月 日									
--------------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

葬祭執行 年 月 日	交通事故等の 第三者行為	有・無								
---------------	-----------------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

葬祭を行う者以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状 年 月 日

国民健康保険葬祭費の受領を下記の代理人に委任します。

氏名 (葬祭を行う者)										
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

代理人住所										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

代理人氏名	個人番号 _____									
-------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

確 認	1. 住民異動届による										
	2. 確認者氏名										

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大和高田市国民健康保険条例施行規則の様式の書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 規則第55号

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

## 大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市市民交流センター条例施行規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

## 第2条の表中

「

午前9時から午後9時まで。 ただし、交流スペースの一般開放は、午前9時から午後7時まで	(1) 每月第1月曜日及び第3月曜日。 ただし、その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日 (2) 12月30日から翌年1月3日まで
午前9時から午後6時まで	
午前9時から午後5時まで	
午前7時30分から午後9時まで	
午前7時30分から午後9時まで	12月30日から翌年1月3日まで

」を

「

午前9時から午後9時まで。 ただし、交流スペースは、午前9時から午後7時まで	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
午前9時から午後6時まで	
午前9時から午後5時まで	
午前7時30分から午後9時まで	
終日	なし

」に改める。

第9条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は交流スペースの一部を専用的に使用しようとする者」を削り、同条第2項中「日時から」の次に「使用しようとする日の4日前までに」を加え、同項の表を次のように改める。

区分	受付開始日時	
市民活動を目的とする場合	使用する日（以下「使用日」という。）の前6月に当たる日の属する月の初日の午前9時	
市民活動を目的とした い場合	市民活動団体	使用する日（以下「使用日」という。）の前4月に当たる日の属する月の初日の午前9時
	市民活動団体 以外の者	使用日の前3月に当たる日の属する月の初日の午前9時

## 備考

- 1 受付開始日時が休館日に当たるときは、その日後において最も近い休館日でない日の午前9時から申請書の受付を行う。
- 2 受付終了日時が休館日に当たるときは、その日後において最も近い休館日でない日を受付終了日とする。

第16条ただし書を削る。

第17条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は交流スペースの一部を専用的に使用する場合」を削る。

第18条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は交流スペースの一部を専用的に使用する場合」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「前2号」を「前号」に、「当該各号」を「同号」に改め、同号を同項第3号とし、同条に次の2項を加える。

3 市長は、使用者が第11条の規定により附属設備等の使用料を納付したにもかかわらず、当該附属設備等を使用するまでに当該附属設備等の使用許可を取下げる申請を行ったときは、当該使用者に対し、すでに納付された当該使用料を還付するものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定により附属設備等の使用料の還付を受ける場合について、準用する。

第20条第5項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は交流スペースの一部を専用的に使用しようする場合」を削る。

第22条中「第5条第2項」を「第5条」に改める。

第51条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「

液晶プロジェクター	1セット	1, 010
ピアノ	1台	3, 050
マイク設備	1本	500
再生機器	1台	1, 010

」を

「

液晶プロジェクター、マイク設備及び再生機器	1セット	1, 000
ピアノ	1台	500

ポータブルマイク設備	1セット	200
------------	------	-----

」に改め、同表備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 「1回当たりの使用料」は、1日につき1回として算定する。
- 2 附属設備等は、仕込みを行った時点から使用したものとする。
- 3 この表の使用料には、ピアノ調律に係る人件費は含まない。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

## 市民活動団体登録申請書

申請日 年 月 日

申請番号

大和高田市長 宛

ふりがな			
団体名称			
ふりがな		役職名	
代表者 氏名			

※市民活動団体として登録された場合、上記内容の全て及び以下で非公開を選択していない内容を、市ホームページ、印刷物等で公開します。

団体の連絡先	(以下、公開したくない情報のみ、非公開を選択してください。)		<input type="checkbox"/> 非公開
	所在地又は 代表者住所	〒 -	
	電話番号		
	FAX番号		
	携帯電話番号		
	E-mailアドレス		
担当者の連絡先	ふりがな		<input type="checkbox"/> 非公開
	氏名		
	住所	〒 -	
	電話番号等		
	E-mailアドレス		
活動内容	主な 活動日時		<input type="checkbox"/> 非公開
	活動頻度	月平均 回	
	主な 活動場所		
	会報等	<input type="radio"/> 有り (会報名 ) <input type="radio"/> 無し	
	会費等	<input type="radio"/> 有り ( 円/年) <input type="radio"/> 無し	
	会員募集	<input type="radio"/> 有り <input type="radio"/> 無し	
	会員数	名 (男性 名 女性 名)	

裏面に続きます。

「活動の分野」の欄は、下の「活動分野の分類」表より主な活動を1つ、その他活動を4つまで選択してください。ただし、その他活動について該当が無い場合は、記入不要です。

※個人情報については、市民交流センター運営に必要な目的以外には使用しません。

記入事項は以上です。

(参考) 活動分野の分類

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 保健、医療又は福祉         | 12. 男女共同参画社会の形成と促進      |
| 2. 社会教育の推進           | 13. 子どもの健全育成            |
| 3. まちづくりの推進          | 14. 情報化社会の発展            |
| 4. 観光の振興             | 15. 科学技術の振興             |
| 5. 農山漁村又は中山間地域の振興    | 16. 経済活動の活性化            |
| 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 | 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援  |
| 7. 環境保全              | 18. 消費者保護               |
| 8. 災害救護              | 19. 団体の運営・活動に対する助言・援助   |
| 9. 地域安全              | 20. 都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |
| 10. 人権擁護・平和の推進       | 21. 学校教育支援              |
| 11. 国際協力             | 22. その他 ( )             |

## 誓約事項

- 1 この団体は、市民活動を行うことを目的とした団体であり、大和高田市のまちづくりに寄与する団体であることを誓約します。

2 この団体は、大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する基本理念にのっとり、現在いかなる暴力団とも関係がないこと及び今後においても関係を持たないことを誓約します。

代表者氏名

登録番号	
登録日	年 月 日

様式第5号から様式第13号までを次のように改める。

様式第5号（第9条関係）

年　月　日

## 市民交流センター使用許可申請書

大和高田市長

宛

申請者 住所又は

登録番号

法人又は

団体名

氏　名

連絡先

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、次のとおり使用許可の申請をします。

使用 責任者	氏　名			電話番号	
	住　所	(〒　　ー　　)			
使用内容				使用予定人数	人
				参加費 (入場料)	
				嘗利利用	
使用施設	使用年月日	使用時間	使用内訳		使用料
			午前	午後	
	年　月　日				円
附属設備等				円	
<備考>			使用料合計	円	
			受　付		

申請に当たっては、次の内容を確認の上、□にレ印を記入してください。

- 1　自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- 2　1の内容確認のため、大和高田市が奈良県高田警察署に照会する場合には、これに同意します。

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

## 市民交流センター使用許可書

申請者	<input type="checkbox"/>	市民活動団体	団体名		登録番号	
	<input type="checkbox"/>	市民活動団体以外	法人又は団体名			
			氏名		電話番号	
			住所	(〒 - )		
使用責任者	氏名				電話番号	
	住所	(〒 - )				
使用内容					使用予定人数	人
					参加費 (入場料)	
					営利利用	
使用施設	使用年月日	使用時間	使用内訳			使用料
			午前	午後	夜間	
	年 月 日					円
附属設備等						円
使用料合計						円
<備考>						

注 使用者が次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。

- (1) 大和高田市市民交流センター条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用の不許可の条件のいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 公益の確保のため、市長が特に必要があると認めるとき。

上記のとおり使用を許可します。

大和高田市長

印

様式第7号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

## 市民交流センター使用不許可通知書

申請者	<input type="checkbox"/>	市民活動団体	団体名		登録番号	
	<input type="checkbox"/>	市民活動団体以外	団体名			
			氏名		電話番号	
			住所	(〒 - - - )		
使用責任者	氏名			電話番号		
	住所	(〒 - - - )				
使用内容					使用予定人数	人
					参加費 (入場料)	
					営利利用	
使用施設		使用年月日	使用時間	使用内訳		
				午前	午後	夜間
		年 月 日				
<備考>						
<不許可の理由>						

年 月 日付けで申請のあった使用許可の申請について、上記のとおり許可しないことに決定したので通知します。

大和高田市長

印

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第13条関係）

申請日 年 月 日  
申請番号

## 市民交流センター使用許可変更申請書

大和高田市長 宛

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、使用許可を受けた事項を次のように変更したいので申請します。

申請者	<input type="checkbox"/> 市民活動団体	団体名			登録番号	
	<input type="checkbox"/> 市民活動団体以外					
	氏名				電話番号	
住所	(〒 - - - )					
使用責任者	氏名				電話番号	
	住所	(〒 - - - )				
使用内容					使用予定人数	人
					参加費 (入場料)	
					営利利用	
使用施設	使用年月日	使用時間	使用内訳			使用料
			午前	午後	夜間	
	年 月 日					円
附属設備等						円
<変更事項の内容を記入してください。>					使用料合計	円
					受付	

&lt;以下職員記入欄&gt;

許可書の許可番号 No.

使用料 精算額	既納の使用料	変更後使用料	過不足額
	施設	円	円
	附属設備等	円	円
	合計	円	円

様式第9号（第13条関係）

第 年 月 日 号

## 市民交流センター使用許可変更承認通知書

申請者	<input type="checkbox"/> 市民活動団体	団体名				登録番号	
	<input type="checkbox"/> 市民活動団体以外						
	氏名				電話番号		
住所	(〒 - - - )						
使用責任者	氏名				電話番号		
	住所	(〒 - - - )					
使用内容						使用予定人数	人
						参加費 (入場料)	
						嘗利利用	
使用施設	使用年月日	使用時間	使用内訳			使用料	
			午前	午後	夜間		
	年 月 日					円	
附属設備等						円	
使用料合計						円	
<備考> 許可書の許可番号 No.							

使用料 精算額		既納の使用料	変更後使用料	過不足額
	施設	円	円	円
	附属設備等	円	円	円
	合計	円	円	円

上記のとおり使用許可の変更を承認しましたので通知します。

大和高田市長

印

様式第10号（第14条関係）

申請日 年 月 日  
申請番号

## 市民交流センター使用許可取下げ申請書

大和高田市長 宛

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、次のとおり使用許可の取下げ申請をします。

申請者	<input type="checkbox"/> 市民活動団体	団体名			登録番号					
	<input type="checkbox"/> 市民活動団体以外									
	氏名				電話番号					
住所	(〒 - )									
使用責任者	氏名				電話番号					
	住所	(〒 - )								
使用内容					使用予定期数	人				
									参加費 (入場料)	
									営利利用	
使用施設	使用年月日	使用時間	使用内訳			使用料				
			午前	午後	夜間					
	年 月 日					円				
附属設備等						円				
<備考>					使用料合計	円				
					受付					

&lt;以下職員記入欄&gt;

許可書の許可番号 No. \_\_\_\_\_

使用料 精算額		既納の使用料	過納額
	施設	円	円
	附属設備等	円	円
	合計	円	円

様式第11号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

## 市民交流センター使用許可取下げ承諾書

申請者	<input type="checkbox"/> 市民活動団体	団体名			登録番号			
	<input type="checkbox"/> 市民活動団体以外							
	氏名				電話番号			
住所	(〒 - - - )							
使 用 責 任者	氏名				電話番号			
	住所	(〒 - - - )						
使用内容					使用予定人数	人		
					参加費 (入場料)			
					営利利用			
使用施設	利用年月日	使用時間	使用内訳			既納の使用料		
			午前	午後	夜間			
	年 月 日					円		
附属設備等						円		
使用料合計						円		
<備考> 許可書の許可番号 No.								

使用料 精算額		既納の使用料	過納額
	施 設	円	円
	附 属 設 備 等	円	円
	合 計	円	円

上記のとおり使用許可の取下げを承諾します。

大和高田市長

印

## 様式第12号（第15条関係）

第 年 月 日 号

## 市民交流センター使用許可取消等通知書

申請者	<input type="checkbox"/>	市民活動団体	団体名		登録番号	
	<input type="checkbox"/>	市民活動団体 以外	団体名			
			氏名		電話番号	
			住所	(〒 - - - )		
使用 責任者	氏名				電話番号	
	住所	(〒 - - - )				
使用内容					使用予定人数	人
					参加費 (入場料)	
					営利利用	
許可を取消し等 する施設	使用年月日	使用時間	使用内訳			既納の使用料
			午前	午後	夜間	
	年 月 日					円
許可の取消し等 に伴う不要な 附属設備等						円
既納の使用料合計						円
許可を取消し等する理由						
<備考> 許可書の許可番号 No.						

使用料 精算額		既納の使用料	過納額
	施 設	円	円
	附屬設備等	円	円
	合 計	円	円

上記のとおり使用許可を取消し等します。

大和高田市長

印

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求することができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号（第17条関係）

申請日 年 月 日  
申請番号

## 市民交流センター使用料減免申請書

大和高田市長 宛

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	<input type="checkbox"/> 市民活動団体	団体名				登録番号					
	<input type="checkbox"/> 市民活動団体以外										
	氏名				電話番号						
使用責任者	住 所	(〒 一 )									
	氏 名				電話番号						
使用内容	住 所	(〒 一 )									
						使用予定人数	人				
						参加費 (入場料)					
						営利利用					
					使用施設	使用年月日	使用時間	使用内訳			使用料
								午前	午後	夜間	
		年 月 日					円				
附属設備等							円				
<減免を受けようとする理由を記入してください。>						使用料合計	円				
						受付					

&lt;以下職員記入欄&gt;

使用許可申請書の申請番号 No.

使用料		所定の使用料	減免額	減免後の使用料	備考
	施 設	円	円	円	円
	附 属 設 備 等	円	円	円	円
	合 計	円	円	円	円

様式第14号中「申請番号  
一」を「申請番号  
」に、「殿」を「宛」に  
改める。

様式第15号中「申請番号  
一」を「申請番号  
」に、「殿」を「宛」に、  
「

行事名称		利用予定人数		人
		開終時間	開 場	
使用内容			開 始	
			終 了	

」を

使用内容	
------	--

」に改める。

様式第16号中

行事名称		利用予定人数		人
		開終時間	開 場	
使用内容			開 始	
			終 了	

」を

使用内容	
------	--

」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に大和高田市市民交流センターを利用する者について適用し、同日前に大和高田市市民交流センターを利用する者については、なお従前の例による。

## 規則第56号

大和高田市税賦課徵収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徵収条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市税賦課徵収条例施行規則（昭和37年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、別表に掲げるところによるものとする」を「別表に掲げるところによるものとし、様式に記載すべき事項その他の必要な事項は市長が別に定める」に改める。

第4条を削る。

第5条中「政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

様式番号	名称	根拠条文
様式第1号	納期限変更告知書	法第13条の2第1項、同条第3項後段
様式第2号	交付要求書	法第14条の2、法第14条の6、法第485条の3第4項、法第613条第4項
様式第3号	交付要求通知書	法第14条の2、法第14条の6、法第14条の7、法第16条の4第9項
様式第4号	譲渡担保財産徵収通知書	法第14条の18第2項
様式第5号	徵収猶予申請書	法第15条の2第1項
様式第6号	徵収猶予期間延長申請書	法第15条の2第3項
様式第7号	徵収猶予許可通知書	法第15条の2の2
様式第8号	徵収猶予取消通知書	法第15条の2の2第2項
様式第9号	徵収猶予期間延長取消通知書	法第15条の2の2第2項
様式第10号	換価の猶予通知書	法第15条の5の2第3項
様式第11号	換価の猶予期間延長通知書	法第15条の5の2第3項
様式第12号	換価の猶予取消通知書	法第15条の5の2第3項

様式第13号	換価の猶予期間延長取消通知書	法第15条の5の2第3項
様式第14号	滞納処分停止通知書	法第15条の7
様式第15号	滞納処分停止取消通知書	法第15条の8
様式第16号	延滞金減免申請書	法第15条の9、第20条の9の5
様式第17号	延滞金減免承認・不承認通知書	法第15条の9、法第20条の9の5
様式第18号	保全担保提供命令書	法第16条第3項
様式第19号	還付通知書（その1）	法第17条
様式第20号	還付通知書（その2）	法第17条
様式第21号	還付通知書（その3）	法第17条
様式第22号	還付請求書（その1）	法第17条
様式第23号	還付請求書（その2）	法第17条
様式第24号	充当通知書	法第17条、法第17条の2
様式第25号	市・県民税更正通知書	法第17条の5
様式第26号	大和高田市税公示送達書	法第20条の2 条例第6条
様式第27号	納税証明書交付申請書	法第20条の10、大和高田市手数料条例（平成12年条例第10号） 第2条
様式第28号	納税証明書	法第20条の10、条例第8条
様式第29号	軽自動車税種別割納税証明書	法第20条の10、条例第8条
様式第30号	納付確認書	法第20条の10、条例第8条
様式第31号	完納証明書	法第20条の10、条例第8条
様式第32号	法人市民税更正通知書	地方税法第20条の9の3
様式第33号	市税犯則事件調査職員証	法第22条の12
様式第34号	市民税・県民税納税通知書	法第43条、法第319条の2、条例第33条
様式第35号	市民税・県民税課税明細書	法第43条、法第319条の2、条例第33条
様式第36号	市民税・県民税納税通知書（口座振替）	法第43条、法第319条の2、条例第33条

様式第37号	市民税・県民税申告書	法第45条の2第1項、法第317条の2第1項、条例第27条
様式第38号	市たばこ税更正（決定）通知書	法第74条の10、地方税法第480条、条例第90条
様式第39号	たばこ税申告書	法第74条の10、条例第90条
様式第40号	たばこ税納付書	法第74条の10、条例第90条
様式第41号	徴税吏員証	法第298条、法第353条、法第470条、法第588条、国税徵収法（昭和34年法律第147号）第147条
様式第42号	法人等設立申告書	地方税法第317条の2の8
様式第43号	法人異動事項届出書	地方税法第317条の2の8
様式第44号	総括表	法第317条の6
様式第45号	給与支払報告書（個人別明細書）	法第317条の6
様式第46号	市民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）	法第321条の4
様式第47号	市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）	法第321条の4
様式第48号	給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書	地方税法第321条の5、地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号）第9条の24、条例第49条
様式第49号	特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	地方税法第321条の5の2、条例第38条の3
様式第50号	市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）	法第321条の6第1項
様式第51号	市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）	法第321条の6第1項
様式第52号	法人市民税確定・中間申告書	地方税法第321条の8、条例第40条
様式第53号	法人市民税予定申告書	地方税法第321条の8、条例第40条
様式第54号	法人市民税減免申請書	法第323条
様式第55号	法人市民税減免決定通知書	法第323条
様式第56号	個人市民税減免申請書	法第323条

様式第57号	個人市民税減免決定通知書	法第323条
様式第58号	退職所得に係る市民税・県民税納入申告書	地方税法第328条の7、条例第51条1項
様式第59号	督促状兼領収書	法第329条、法第371条、法第485条、法第611条
様式第60号	督促用納付書・領収済通知書	法第329条、法第371条、法第485条、法第611条
様式第61号	固定資産税・都市計画税納税義務者申告書	法第343条、条例第52条
様式第62号	固定資産税・都市計画税非課税申告書	法第348条 条例第53条～条例第53条の5
様式第63号	被災住宅用地等に関する申告書	法第349条の3の3、条例第65条の2
様式第64号	共用土地に係る固定資産税額・都市計画税額の按分申請書	法第352条の2第5項 条例第55条の3
様式第65号	特定被災共用土地に係る固定資産税額・都市計画税額の按分申請書	法第352条の2第6項、条例第55条の3
様式第66号	固定資産評価員証	法第353条第3項、条例第68条
様式第67号	固定資産評価補助員証	法第353条第3項、条例第68条
様式第68号	納税管理人申告（承認申請）書	法第355条第1項、条例第56条
様式第69号	納税通知書（土地・家屋・償却資産）	法第364条、法第702条の8、 条例第61条、条例第132条
様式第70号	課税明細書	法第364条第3項、法第702条の8
様式第71号	固定資産税・都市計画税減免申請書	法第367条 条例第63条
様式第72号	減免決定通知書（土地・家屋・ 償却資産）	法第367条 条例第63条
様式第73号	固定資産税・都市計画税の減免 に係る事由消滅申告書	法第367条 条例第63条
様式第74号	名寄帳兼課税台帳（土地・家屋・ 償却資産）	法第382条の2、法第387条、 条例第64条の3
様式第75号	評価証明書（土地・家屋）	法第382条の3、条例第64条の4

様式第76号	評価証明書（償却資産）	法第382条の3、条例第64条の4
様式第77号	公課証明書（土地・家屋）	法第382条の3、条例第64条の4
様式第78号	公課証明書（償却資産）	法第382条の3、条例第64条の4
様式第79号	償却資産申告書（償却資産課税台帳）	法第383条、条例第52条
様式第80号	種類別明細書（全資産用）	法第383条、条例第52条
様式第81号	種類別明細書（増減資産用）	法第383条、条例第52条
様式第82号	住宅用地適用申告書	法第384条第1項 条例第65条
様式第83号	住宅用地認定取消申告書	法第384条第2項 条例第65条第2項
様式第84号	固定資産現所有者申告書	法第384条の3 条例第65条の3
様式第85号	土地価格等縦覧帳簿	法第415条第1項、同条第2項
様式第86号	家屋価格等縦覧帳簿	法第415条第1項、同条第2項
様式第87号	更正（賦課）決定通知書（土地・家屋・償却資産）	法第417条、法第420条
様式第88号	軽自動車税（種別割）納税通知書	法第463条の18第2項、条例第78条
様式第89号	軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替分）	法第463条の18第2項、条例第78条
様式第90号	軽自動車税（種別割）申告書兼標識交付申請書	法第463条の19、条例第79条第1項
様式第91号	軽自動車税（種別割）廃車申告書	法第463条の19、条例第79条第3項
様式第92号	軽自動車税種別割減免申請書	法第463条の23
様式第93号	軽自動車税減免決定通知書	法第463条の23
様式第94号	熱損失防止（省エネ）改修に係る固定資産税減額申告書	条例附則第10条の3第9項
様式第95号	新築住宅に係る固定資産税の減額適用申告書	法附則第15条の6第1項 条例附則第10条の3第1項

様式第96号	新築住宅に係る固定資産税の減額適用申告書（認定長期優良）	法附則第15条の7第1項 条例附則第10条の3第2項
様式第97号	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションにする固定資産税の減額適用申告書	法附則第15条の9の3 条例附則第10条の3第12項
様式第98号	耐震改修に係る固定資産税減額申告書	法附則第15条の9第1項 条例附則第10条の3第7項
様式第99号	サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税減額申告書	法附則第15条の8第2項 条例附則第10条の3第5項
様式第100号	高齢者等居住（バリアフリー）改修に係る固定資産税減額申告書	法附則第15条の9第4項 条例附則第10条の3第8項
様式第101号	特徴納期の特例に関する承認について	地方税法施行令第48条の9の10、条例第38条の3
様式第102号	給与所得等に係る市民税県民税森林環境税特別徴収の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書	地方税法施行令第48条の9の11及び第48条の17、条例第38条の5
様式第103号	特徴納期の特例に関する取り消しについて	地方税法施行令第48条の10、条例第38条の4
様式第104号	区分所有に係る補正の方法に関する申請書	施行規則第15条の3第3項、同条の3の2第4項、同条の3の2第5項 条例第55条の2
様式第105号	納付書・納付済通知書・領収証書	条例第2条第3項
様式第106号	所得・課税・非課税証明書・營業証明書	条例第64条の4（手数料条例）
様式第107号	原動機付自転車等試乗標識交付申請書	条例第83条の2第1項
様式第108号	原動機付自転車等試乗標識臨時交付申請書	条例第83条の2第4項
様式第109号	原動機付自転車、小型特殊自動車標識交付証明書	条例第83条第3項
様式第110号	原動機付自転車標識のひな型	条例第83条第4項
様式第111号	原動機付自転車標識のひな型（オリジナルナンバープレート）	条例第83条第4項

	ト)	
様式第112号	原動機付自転車等試乗標識ひな型	条例第83条第4項

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大和高田市税賦課徴収条例施行規則の様式の書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

## 告示第129号

令和7年度介護保険料納入通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和7年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

## 1. この納入通知書の発送年月日

令和7年7月3日（番号1～3）

## 2. この公示送達により変更する納期限

変更前 令和7年 7月31日

変更前 令和7年 9月 1日

変更後 令和7年12月25日

変更後 令和7年12月25日

変更前 令和7年 9月30日

変更前 令和7年10月31日

変更後 令和7年12月25日

変更後 令和7年12月25日

変更前 令和7年12月 1日

変更後 令和7年12月25日

## 3. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

## 告示第130号

令和7年度介護保険料第1期～第4期督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付担当で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和7年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知の発送年月日

令和7年度 介護保険料第1期	令和 7年 8月 18日
令和7年度 介護保険料第2期	令和 7年 9月 16日
令和7年度 介護保険料第3期	令和 7年 10月 20日
令和7年度 介護保険料第4期	令和 7年 11月 14日

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

**告示第131号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和7年12月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和7年11月6日			1							
令和7年11月18日	1									
令和7年11月26日	1									
令和7年11月27日	1									
令和7年11月28日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和7年11月14日	中三倉堂2丁目10先路上	2	

令和7年11月16日	西三倉堂2丁目11-7先路上	1	
3 保管場所	大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下 大和高田市高架下自転車保管所		
4 引取期間	告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。		
5 引取時間	午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで		
6 引取りのための必要事項	(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 2,000円 イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。		
7 連絡先	大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表		

### 告示第132号

督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和7年12月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

督促状（令和7年度 国民健康保険税 第3期） 令和7年10月16日

督促状（令和7年度 固定資産税 第3期） 令和7年10月17日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第133号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和7年12月3日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年12月4日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 省略（市役所前掲示場掲示済）  
(教示)
- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。
  - 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

### 告示第134号

令和7年度後期高齢者医療保険料随時4月・第4期督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律第83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和7年12月4日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この納入通知書の発送年月日

令和7年11月20日

- 2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第135号

令和7年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和7年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和7年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和7年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

- 5 令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
 6 令和7年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）  
 7 令和7年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第2号）  
 8 令和7年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）  
 9 令和7年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）

令和6年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度大和高田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ668,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,008,400千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 嶸入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13. 分担金及び負担金		147,735	1,704	149,439
	2. 負担金	135,835	1,704	137,539
15. 国庫支出金		6,135,558	142,336	6,277,894
	1. 国庫負担金	5,191,173	142,570	5,333,743
	2. 国庫補助金	876,690	1,613	878,303
	3. 国庫委託金	67,695	△1,847	65,848
16. 県支出金		2,543,088	78,018	2,621,106
	1. 県負担金	1,580,752	67,500	1,648,252
	2. 県補助金	825,422	10,518	835,940
19. 繰入金		567,093	351,855	918,948
	1. 基金繰入金	559,219	351,855	911,074
20. 繰越金		10,319	46,271	56,590
	1. 繰越金	10,319	46,271	56,590
21. 諸収入		500,149	47,816	547,965
	4. 雑入	479,942	47,816	527,758
補正されなかった科目に係る額		19,436,458	0	19,436,458
歳 入 合 計		29,340,400	668,000	30,008,400

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		227,331	1,362	228,693
	1. 議会費	227,331	1,362	228,693
2. 総務費		3,715,127	28,697	3,743,824
	1. 総務管理費	3,097,933	△11,381	3,086,552
	2. 徴税費	298,354	37,143	335,497
	3. 戸籍住民基本台帳費	181,988	△1,181	180,807
	4. 選挙費	61,405	1,071	62,476
	5. 統計調査費	49,967	1,959	51,926
	6. 監査委員費	25,480	1,086	26,566
3. 民生費		14,277,420	526,987	14,804,407
	1. 社会福祉費	6,983,318	440,468	7,423,786
	2. 児童福祉費	4,471,542	74,616	4,546,158
	3. 生活保護費	2,822,456	11,903	2,834,359
4. 衛生費		3,460,643	41,649	3,502,292
	1. 保健衛生費	1,323,426	32,426	1,355,852
	2. 清掃費	2,137,217	9,223	2,146,440
6. 農林水産業費		151,420	△2,552	148,868
	1. 農業費	151,420	△2,552	148,868
7. 商工費		86,338	3,075	89,413
	1. 商工費	86,338	3,075	89,413
8. 土木費		1,277,166	28,007	1,305,173
	1. 土木管理費	118,844	1,463	120,307
	2. 道路橋りょう費	172,366	20,000	192,366
	4. 都市計画費	853,174	3,612	856,786
	5. 住宅費	131,252	2,932	134,184
9. 消防費		995,391	320	995,711
	1. 消防費	995,391	320	995,711
10. 教育費		2,749,963	40,455	2,790,418
	1. 教育総務費	538,920	429	539,349
	2. 小学校費	378,448	8,532	386,980
	3. 中学校費	236,673	259	236,932
	4. 高等学校費	443,122	24,059	467,181
	5. 幼稚園費	346,452	△10,171	336,281
	6. 社会教育費	263,002	△2,145	260,857
	7. 保健体育費	543,346	19,492	562,838

補正されなかった科目に係る額	2,399,601	0	2,399,601
歳出合計	29,340,400	668,000	30,008,400

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	高等学校費	高等学校營繕工事	16,500

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
広報誌発行業務	令和8年度	21,564千円
広報誌等発送業務	令和8年度	2,376千円
国際交流事業委託に係る経費	令和8年度	1,541千円
文化会館の自主事業に係る経費	令和8年度	3,278千円
市営斎場火葬業務等	令和8年度	13,376千円
市営斎場受付業務	令和8年度	1,320千円
教育ICT環境（ネットワーク）整備一式借上 (教育委員会)	令和7年度から 令和13年度まで	59,690千円
教育ICT環境（ネットワーク）整備一式借上 (小学校)	令和7年度から 令和13年度まで	63,435千円
教育ICT環境（ネットワーク）整備一式借上 (中学校)	令和7年度から 令和13年度まで	28,330千円
教育ICT環境（ネットワーク）整備一式借上 (幼稚園)	令和7年度から 令和13年度まで	3,006千円
学校給食材料購入に係る経費 (通年分)	令和8年度	5,522千円 と消費税等に 相当する額

学校給食材料購入に係る経費 (1学期分)	令和8年度	23,597千円 と消費税等に 相当する額
学校給食材料購入に係る経費 (4月分)	令和8年度	7,141千円 と消費税等に 相当する額
給食配送業務	令和8年度	2,350千円
給食廃棄物処理業務	令和8年度	4,906千円

## 令和7年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,201千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,368,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 県支出金		5,451,287	600	5,451,887
	3. 県負担金・補助金	5,451,287	600	5,451,887
9. 繰入金		753,133	1,601	754,734
	1. 一般会計繰入金	593,289	1,002	594,291
	2. 基金繰入金	159,844	599	160,443
補正されなかった科目に係る額		1,161,747	0	1,161,747
歳 入 合 計		7,366,167	2,201	7,368,368

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
---	---	-------	-------	---

1. 総務費		134,010	1,002	135,012
	1. 総務管理費	109,613	1,002	110,615
	2. 徴税費	23,948	0	23,948
2. 保険給付費		5,412,259	600	5,412,859
	4. 葬祭諸費	3,000	600	3,600
8. 保健事業費		93,288	599	93,887
	1. 特定健康診査等事業費	68,393	599	68,992
補正されなかった科目に係る額		1,726,610	0	1,726,610
歳出合計		7,366,167	2,201	7,368,368

## 令和7年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		13,842	1,630	15,472
	1. 基金繰入金	13,365	1,630	14,995
補正されなかった科目に係る額		105,648	0	105,648
歳入合計		119,490	1,630	121,120

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		64,878	1,630	66,508
	1. 施設管理費	64,639	1,630	66,269
補正されなかった科目に係る額		54,612	0	54,612
歳出合計		119,490	1,630	121,120

## 令和7年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

**第1表 歳入歳出予算補正**

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 諸収入		354,663	352	355,015
	2. 雑入	354,661	352	355,013
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳 入 合 計		354,663	352	355,015

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 公債費		555	352	907
	1. 公債費	555	352	907
補正されなかった科目に係る額		354,108	0	354,108
歳 出 合 計		354,663	352	355,015

**令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）**

令和7年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,379千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,392,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

**第1表 歳入歳出予算補正**

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰入金		1,317,802	6,379	1,324,181
	1. 一般会計繰入金	1,169,802	6,379	1,176,181
補正されなかった科目に係る額		6,068,258	0	6,068,258
歳 入 合 計		7,386,060	6,379	7,392,439

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		155,740	△781	154,959
	1. 総務管理費	107,906	△781	107,125
3. 地域支援事業費		432,292	9,712	442,004
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	276,791	△116	276,675
	2. 包括的支援事業・任意事業費	155,501	9,828	165,329
4. 介護サービス事業費		50,936	△2,552	48,384
	1. 居宅介護支援事業費	50,936	△2,552	48,384
補正されなかった科目に係る額		6,747,092	0	6,747,092
歳 出 合 計		7,386,060	6,379	7,392,439

## 令和7年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,658千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,277,430千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

## 第1表 岁入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰入金		350,253	1,658	351,911
	1. 一般会計繰入金	350,253	1,658	351,911
5. 諸収入		3,251	3,000	6,251
	2. 雑入	3,000	3,000	6,000
補正されなかった科目に係る額		919,268	0	919,268
歳 入 合 計		1,272,772	4,658	1,277,430

## (歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		40,236	1,658	41,894
	1. 総務管理費	35,849	1,658	37,507
5. 諸支出金		3,000	3,000	6,000

	1. 償還金及び還付加算金	3,000	3,000	6,000
補正されなかった科目に係る額		1,229,536	0	1,229,536
歳出合計		1,272,772	4,658	1,277,430

## 令和7年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		50,374	674	51,048
	1. 一般会計繰入金	22,374	337	22,711
	2. 基金繰入金	28,000	337	28,337
補正されなかった科目に係る額		70,629	0	70,629
歳入合計		121,003	674	121,677

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		86,498	674	87,172
	1. 施設管理費	86,498	674	87,172
補正されなかった科目に係る額		34,505	0	34,505
歳出合計		121,003	674	121,677

## 令和7年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

## (総則)

第1条 令和7年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和7年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) ( 計 )

第1款 下水道事業費用	1,403,818千円	1,278千円	1,405,096千円
-------------	-------------	---------	-------------

第1項 営業費用	1,227,811千円	1,278千円	1,229,089千円
(資本的収入及び支出の補正)			

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「544,428千円」を「544,672千円」に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額「42,565千円」を「48,004千円」に、当年度損益勘定留保資金「501,863千円」を「496,668千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	2,043,732千円	244千円	2,043,976千円
第1項 建設改良費	856,956千円	244千円	857,200千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	70,885千円	1,522千円	72,407千円

### 令和7年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間入院患者数及び外来患者数		
外来患者数	201,828人	△5,324人
		196,504人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数		
外来患者数	834人	△22人
		812人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	9,643,566千円	50,804千円	9,694,370千円
第1項 医業収益	9,101,813千円	50,804千円	9,152,617千円

### 支 出

第1款 病院事業費用	9,643,479千円	389,249千円	10,032,728千円
第1項 医業費用	9,418,008千円	379,963千円	9,797,971千円
第2項 医業外費用	219,269千円	9,286千円	228,555千円

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

(追加)

事 項	期 間	起債の方法
薬品購入に係る経費（単価）	令和7年度から 令和8年度まで	1,099,160千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内

給食材料購入に係る経費（単価）	令和7年度から 令和8年度まで	25,981千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
手術用リネン借上料	令和7年度から 令和8年度まで	5,862千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
体外式結石破碎装置借上料	令和7年度から 令和14年度まで	33,340千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
医療事務業務委託料	令和7年度から 令和11年度まで	1,094,861千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
洗濯業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	11,976千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
物品管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	95,379千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	5,525,708千円	152,182千円	5,677,890千円

第6条 予算第11条に定めたたな御資産の購入限度額「1,187,912千円」を「1,297,912千円」に改める。

### 告示第136号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和7年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

#### 2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

#### 3. 処分年月日

令和8年3月1日

#### 4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年9月1日から令和7年9月30日までの間

### 告示第137号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第

1項の規定により、住民票を令和7年12月22日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年12月23日

大和高田市長 堀内 大造

記

住所	氏名	生年月日	性別
奈良県大和高田市大字市場740番地11 ルミエール2号館205号	PORAI MICHEL VICTOR	1994年8月28日	男

(教示)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

### 告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

1. 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2. 都市計画を定める土地の区域

大和都市計画（大和高田市）市街化区域内

3. 縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

### 告示第139号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したので、同条の6第2項の規定に基づき準用する同条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

特定生産緑地の指定の解除

番号	位 置	特定生産緑地の面積	解除基準日
1	大和高田市儀野北町地内	124m <sup>2</sup>	令和7年12月25日
2	大和高田市大字市場地内	578m <sup>2</sup>	令和7年12月25日
3	大和高田市中三倉堂二丁目地内	1,143m <sup>2</sup>	令和7年12月25日

**告示第140号**

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

**特定生産緑地の指定**

番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定基準日
1	大和高田市大字市場地内	1,454m <sup>2</sup>	令和9年10月24日

**公 告****公告第140号****入札公告**

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第39号
- (2) 工事名 陵34号線舗装維持工事
- (3) 工事場所 大和高田市 大字野口 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 16,734,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 16,734,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 14,940,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。
- (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。
- (3) 経営事項審査の総合評定値が1,000点以上の者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者  
又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている  
者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による  
再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を  
受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第2  
5号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

## 3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードして下さい。）	令和7年12月1日（月） ～ 令和7年12月19日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードして下さい。）	令和7年12月1日（月） ～ 令和7年12月19日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年12月15日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 (仕様等に影響する回答に 関しては、入札情報公開シ ステムに掲載いたします。)	令和7年12月17日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料(工事内訳書)の提出	令和7年12月8日（月） ～ 令和7年12月18日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年12月19日（金） 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

## 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載さ

れた金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

## 5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」と「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は

総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

- (6) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

#### 10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenaspelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenaspelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

#### 公告第141号

市営住宅の入居者を公募するので、大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 市営住宅の名称等

名称(団地名)	所在地	規格	戸数	家賃 (円)		
磯野	磯野北町14番2-3 03号	3DK	1	① 10,100	② 11,600	③ 13,300 ④ 15,000
磯野	磯野北町14番3-1 01号	3DK	1	① 11,300	② 13,000	③ 14,900 ④ 16,800
磯野	磯野北町14番3-1 05号	3DK	1	① 11,300	② 13,000	③ 14,900 ④ 16,800
磯野	磯野北町14番3-1 06号	3DK	1	① 11,300	② 13,000	③ 14,900 ④ 16,800
磯野	磯野北町14番3-2 02号	3DK	1	① 11,300	② 13,000	③ 14,900 ④ 16,800
西坊城	大字西坊城322番地 2 (310号室)	3DK	1	① 21,900	② 25,300	③ 28,900 ④ 32,600
西坊城	大字西坊城322番地 2 (405号室)	3DK	1	① 21,600	② 25,000	③ 28,600 ④ 32,200
サンライズ	材木町6番27- 206号	3LDK	1	① 25,300	② 29,300	③ 33,500 ④ 37,800
サンライズ	材木町6番27- 309号	3LDK	1	① 25,300	② 29,300	③ 33,500 ④ 37,800
サンライズ	材木町6番27- 407号	3LDK	1	① 25,300	② 29,300	③ 33,500 ④ 37,800

サンライズ	材木町6番27-411号	3LDK	1	① 25,300 ② 29,300 ③ 33,500 ④ 37,800 ⑤ 43,100 ⑥ 49,800
-------	--------------	------	---	--

## 備考

- 1 西坊城団地及び磯野団地は単身者（資格2（2）のア～コのいずれかに該当する者）での入居が可能です。
- 2 西坊城団地・サンライズ団地については、上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料（月額2,000円）が必要です。
- 3 家賃は、次のとおりとします。
  - ア 一般世帯の場合は、所得に応じ、上記の表の①～④の4段階のうちのいずれか
  - イ 高齢者世帯又は障害者世帯（裁量世帯）の場合は、所得に応じ、上記の表の①～⑥の6段階のうちのいずれか

## 2 入居者資格

市営住宅の入居を申し込むには、申込時に次の（1）から（6）までの条件を具備していること。

- (1) 公募の日（令和7年12月1日）において、3か月以上大和高田市内に居住し、又は勤務している者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者除く。）にあっては、この限りでない。
  - ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者
  - イ 身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級まで）
  - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から3級まで）
  - エ 療育手帳の交付を受けている者（障害の程度がウと同程度）
  - オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。）
  - カ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
  - キ 生活保護を受けている者
  - ク 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の者）
  - ケ ハンセン病療養所入所者等
  - コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
    - (イ) 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
  - (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条の規定による収入（月額）が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合については21万4千円以下まで認められます。
    - ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合
      - (ア) 次のいずれかに該当する者

- ⑦ 身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級まで）
  - ⑧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から3級まで）
  - ⑨ 療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が⑦と同程度）
- (イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。）
- (ウ) 次のいずれかに該当する者
- ⑩ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
  - ⑪ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の者）
  - ⑫ ハンセン病療養所入所者等
- イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合
- ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 市税等を滞納していない者であること。
- (6) 入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

### 3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和8年1月23日（金）から2月6日（金）まで（土、日を除く。）
- (2) 配布場所 大和高田市役所 2階 環境建設部住宅課

### 4 申込書受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和8年1月23日（金）から2月6日（金）まで（土、日を除く。）
- (2) 受付場所 大和高田市役所 2階 環境建設部住宅課

### 5 申込方法及び受付について

- (1) 市営住宅入居申込書に必要事項を記入し、市税等納付状況等調査及び暴力団員調査同意書を添付の上、持参してください。（郵送による申込みはできません。）
- (2) 申込みは、1世帯につき1住宅に限ります。
- (3) 申込書及びその他の提出書類は、一切返却しません。
- (4) 税情報は同意の上調査を実施し、市税等に滞納が無い場合等に受付番号（公開抽選番号）を付した通知書を送付します。

### 6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名を決定するため、次に掲げる日時及び場所で公開抽選を行います。（公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。）

- (1) 公開抽選の日時 令和8年2月16日（月）午後2時から
- (2) 公開抽選の場所 大和高田市役所 5階 会議室7

### 7 入居資格審査と入居予定者の決定

- (1) 入居資格審査を行うため、住宅課から当選者に対して、入居手続通知書により必要な書類

の提出について案内します。

- (2) 当選者の入居資格審査は、住宅課で行いますので、指定された日に（1）で案内した書類を持参してください。
- (3) （2）で提出された書類を確認するため、実態調査を行います。
- (4) (3) の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び（2）で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (5) 必要な書類が提出されず入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (6) 当選者が入居資格審査に合格して初めて、入居予定者となります。なお、入居資格を満たしていない場合は、不承認通知書を送付します。
- (7) (4) 又は（5）において繰り上がる補欠当選者がない場合は、再度、入居者募集を行います。

## 8 入居手続

- (1) 入居予定者に対して市営住宅入居承認書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。
- (2) 入居手続日（鍵渡しの日）には、次に掲げる書類等が必要です。
  - ア 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書
  - イ 連帯保証人の住民票抄本、印鑑登録証明書及び市町村税務関係課発行の直近の所得証明書（所得証明書については、現に入居予定者と同居している連帯保証人は提出不要です。）
  - ウ その他市長が必要とする書類
- (3) 入居手続の日時及び場所については、（1）の市営住宅入居承認書で通知します。
- (4) 入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

## 9 入居可能日、家賃の支払方法その他必要な事項については、入居手続時に説明します。

### 公告第142号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定により、令和7年度大和高田市職員採用試験（後期）の実施を次のとおり公告します。

令和7年12月3日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員採用試験は市民の方から納めていただいた貴重な税金を使って実施されます。申込みにより試験の準備を行いますので、必ず受験するようにしてください。万が一、受験できなくなった場合は、直ちに大和高田市職員採用試験委員会に連絡してください。

【受付期間】令和7年12月3日（水）午後1時から令和7年12月19日（金）午後1時まで

### 1. 試験概要

<募集内容及び受験資格>

職種及び試験区分	募集人数	受験資格	
		年齢	学歴・資格等
一般事務職 大	11人	平成8年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和8年3月卒業見込みの人
一般事務職 高	程度	平成12年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による高等学校を卒業した人又は令和8年3月卒業見込みの人
土木職	3人程度	平成8年4月2日以降に生まれた人	(1) 又は(2)の要件を満たす人 (1) 学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人で、2級以上の土木施工管理技士の資格を有する人 (2) 学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校のいずれかの土木専門課程を卒業した人
一般事務職 (障がい者対象) 大	3人	平成8年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和8年3月卒業見込みの人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
一般事務職 (障がい者対象) 高	程度	平成12年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による高等学校を卒業した人又は令和8年3月卒業見込みの人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

## (受験資格等に関する注意事項)

- ※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人又は令和8年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人又は令和8年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
- ※4 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する人
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている人

## 【障がいへの配慮について】

受験や採用後の職務遂行にあたり配慮を希望する人は、配慮希望申出書を申込時に必ず提出してください

さい。使用する器具等は各自で持参してください。

なお、内容によっては試験の実施や公務への支障等により、配慮できない場合もあります。

## 2. 受験手続・申込

奈良県電子自治体共同運営システム「e古都なら」を利用してインターネットより申込みをしてください。

※e古都ならは令和7年12月31日をもってシステムを終了します。それ以降のシステムへのログイン等は一切できません。申込内容や提出書類の確認、受験票や第1次試験の案内等試験に伴うものは再通知を行いませんので、必ず確認をし、自身で保管してください。また、通知の確認や手続き等、e古都ならを使用して行うものは令和7年12月25日午後1時までに行ってください。期日以後の問い合わせは対応できません。

### （1）受付期間

令和7年12月3日（水）午後1時から令和7年12月19日（金）午後1時までの受信分

### （2）申込方法

大和高田市ホームページの「令和7年度大和高田市職員採用試験案内（後期）」にある各種提出書類及び証明写真を準備の上、「e古都なら」より申込みしてください。申込は、<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>から接続するか、「令和7大和高田市職員採用試験案内（後期）」のページにあるリンクから「e古都なら」に接続し、利用規約等をご理解の上、画面の指示に従い、申込みをしてください。利用者登録の有無は問いません。

申込完了後しばらくすると「申込完了通知メール」が届きます。届かない場合は大和高田市職員採用試験委員会までご連絡ください。「申込完了通知メール」には、整理番号とパスワードが記載されています。申込の修正や試験結果の通知を確認する際に使用しますので、大切に保管してください。修正依頼や試験結果の案内は、登録されたメールアドレスに送信しますので、定期的に確認してください。

\*システムの動作環境については、システムページの「ご利用方法」を参照してください。

\*apply.e-tumo.jpのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

\*受付期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた申込みの遅延等による申込期間の延長は認めません。余裕をもって申込みをしてください。

\*修正は令和7年12月22日（月）午後11時までに行ってください。期日までに修正が確認できない場合、不備がある場合は試験の受付をせず、受験できません。

### （3）必要書類提出方法

職員採用試験に関する書類については、大和高田市ホームページからのダウンロードのみの対応となります。市役所内での配布は行いません。

提出方法	提出書類等
「e古都なら」から提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経歴及び資格等（中学校卒業から現在までの全ての経歴）</li> <li>・証明写真</li> <li>・配慮希望申出書 <u>※配慮を必要とする場合</u></li> <li>・自己PRシート（受験者本人が自筆したもの）</li> </ul>

（注意事項）

- ・経歴及び資格等は、無職や予備校、休職等を含め、中学校卒業から申込み現在までの全ての経験を空白期間なく記載してください。
- ・証明写真は、下記の条件を全て満たす画像（JPGもしくはJPEG形式）を使用してください。  
申込前6ヶ月以内に本人を直接撮影したもの（写真等を印刷、撮影したものは不可）  
鮮明でかつ焦点があつておらず、本人と確認できるもの  
脱帽・正面向きで胸部より上が写っているもの  
画像が縦表示で、比率が縦：横=4：3となるもの  
背景が無地となっているもの
- ・自己PRシートは、受験者本人がボールペンで記入し、画像形式（JPGもしくはJPEG形式）で提出してください。
- ・申込内容及び提出書類等に不備がないか確認の上、提出してください。

※申請内容や提出書類は自身の端末に保管する等し、自分で確認できるようにしてください。問い合わせによる回答はいたしません。

#### （4）受験票の送付

令和7年12月24日（水）に受験票をe古都ならよりアップロードしますので当日中に必ず確認し保管してください。受験票は、専門試験（土木職のみ）、第2次試験及び不合格時の開示請求が必要となります。自身の端末にダウンロードし、印刷の上、試験当日まで大切に保管してください。受験票の再交付は行いません。翌日になっても受験票の確認ができない場合、令和7年12月25日（木）午後1時までに人事課まで必ずお問い合わせください。それ以降のお問い合わせには対応できません。

### 3. 試験日時・科目・会場等

#### 第1次試験（合否は1月下旬に発表する予定です。）

職種	試験内容・会場	日時
一般事務職 (障がい者対象 含む)	基礎能力試験、職場適応性検査 全国のテストセンター	令和8年1月6日（火）から 令和8年1月20日（火）まで
土木職	・基礎能力試験、職場適応性検査 全国のテストセンター ・専門試験 大和高田市内	・基礎能力試験 令和8年1月6日（火）から 令和8年1月20日（火）まで・専門 試験 令和8年1月18日（日）

#### 第1次試験について

- ・第1次試験の結果は本市ホームページで合格者の受験番号を掲載します。
- 合格者には第1次試験合格通知を送付します。不合格者には通知しませんので、ホームページを必ず確認してください。
- ・試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

#### 基礎能力試験、職場適応性検査について（全職種）

- ・基礎能力試験は、全国の試験会場でコンピュータを使用し、受験者が希望する会場・日時（指定された期間内）で受験できるテストセンター方式です。会場は、47都道府県（奈良県内は奈良市、橿原市、桜井市）に設定されています。試験期間中に利用可能な会場については、下記をご確認ください。

<https://cbt-s.com/examinee/testcenter/?type=cbt>をご確認ください。

- ・申込期間終了後、受付を完了した方にWEB申込の際に登録されたアドレスにテストセンターの

予約案内メールを12月24日(水)に送信します。翌日になっても届かない場合は、12月25日(木)午後1時までに人事課まで必ずお問い合わせください。

- ・cbt-s.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。
- ・予約案内メールに掲載しているURLからテストセンターの予約を行ってください。予約する際のIDとパスワードは受験申込時にe古都ならで発行されたものとは異なります。ご注意ください。予約の変更は、受験日の前日の午後2時まで可能です。
- ・試験結果の流用はできません。
- ・期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた遅延等による期間の延長は認めません。余裕をもって申込みをしてください。
- ・テストセンターでの受験には本人確認書類（顔写真付き身分証明書等）が必要です。詳細は、案内メールを確認してください。専門試験について（土木職のみ）
- ・申込期間終了後に専門試験の詳細をe古都ならでアップロードします。

※期日までに確認及び保存をしてください。期日以降の問い合わせは対応できません。

※第1次試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ・最終学校卒業（見込）証明書【全職種】
- ・受験資格対象となる学校の卒業（見込）証明書（最終学校と同じ場合は省略可）  
【一般事務職（障がい者対象を含む）、土木職（（2）の受験資格で応募するもの）】
- ・受験資格が確認できる資格証明書若しくは免許証の写し又は取得見込証明書（写し不可）  
【土木職（（1）の受験資格で応募するもの）】
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し  
【一般事務（障がい者対象）】

#### 第2次試験（合否は2月中旬に発表する予定です。）

職種	試験内容・会場	日時
一般事務職 (障がい者対象含む)	・個人面接 大和高田市内 (詳細は合格者に通知)	・個人面接 2月4日（水）から2月9日（月）まで のこちらが指定する日時

#### 第2次試験について

- ・合否にかかわらず、本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。
- ・第2次試験の実施日時および会場は、個別に受験者へ通知します。日時や会場の指定や変更はできません。

#### 4. 採用の時期

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
  - ・採用予定者 令和8年4月1日付で採用します。
  - ・補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- (3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が令和8年3月末日までに卒業できなかった場合又は免許、資格若しくはその両方を取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、補欠登録者）から抹消します。

## 5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験	不合格者	総合得点	不合格通知の日から起算して2週間
第2次試験	(本人に限る)	総合順位	大和高田市役所 人事課

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

## 6. 給与・勤務条件等

### （1）給与

給料月額は、一般職の給与等に関する条例に基づき支給し、経験年数により加算されます。

行政職給料表における初任給月額は、大卒220,000円、短大卒204,400円、高校卒188,000円です。

※令和7年4月1日現在の給料月額を基準とし、条例等の改正があれば変更となる場合があります。

※前職の職務内容等により同じ経験年数であっても給料月額が増減する場合があります。

※他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。また、同目的により職責に応じて給料月額の減額を行う場合があります。

### （2）勤務時間及び休暇

- 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分で、休日は土曜日、日曜日、祝日です。ただし、職種や配属先により異なる場合があります。

- 休暇には年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、忌引休暇等）、病気休暇、介護休暇等があります。

### （3）福利厚生

共済組合の組合員及び互助会の会員となり、医療給付や保健事業（健康診断、人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成等）、貯金事業、貸付事業、互助会給付（結婚祝金、出産祝金、入学祝金等）が受けられます。

### （4）教育制度

毎年研修及び派遣研修の年間計画を作成し、職員自らの目標に応じた学習目標を構築し、明確な目的と自主性をもって研修に参加できるようにしています。

- ・大和高田市主催研修：新規採用職員フォロー研修、契約実務研修、新任係長・新任課長研修等
- ・奈良県市町村研修センター：新規採用職員研修、階層別研修、法制執務研修等
- ・他にも市町村職員中央研修所や全国市町村国際文化研修所などが主催する専門的な研修があります。

## 7. 注意事項

- ・受験資格がない場合、提出書類に不正があった場合又は試験や検査を受験生本人以外が受けた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。

- ・受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、職員採用試験の実施及び採用後の人事管理のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。
- ・使用されるパソコン等のデバイスや通信回線の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- ・合格基準に満たない場合は、募集人数以下であっても不合格となります。
- ・棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、それ以降の試験は受験できず、失格となります。
- ・職種にかかわらず、採用後は他の業務に従事する場合もあります。
- ・受験中に住所や連絡先等が変更になった場合は、必ず大和高田市職員採用試験委員会にご連絡ください。
- ・自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。

<試験についての問い合わせ先>

大和高田市役所 企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

電話 0745-22-1101

## 公告第143号

### 入札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年12月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和8年2月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 納入場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室
3 契約期間	令和8年2月1日から令和8年2月28日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類

認の申請	<p>(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式）</li> <li>③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式）</li> </ul> <p>※⑤については、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和7年12月5日（金）から令和7年12月12日（金）まで。 ただし、土曜日、日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和7年12月19日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和7年12月25日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和7年12月26日（金）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>

9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年1月8日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育委員会事務局教育部 教育総務課 保健給食担当</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和8年1月9日（金）午後2時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般的の閲覧にて公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
14 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

## 公告第144号

## 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	POSレジシステム一式リース
2 設置場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 貸借期間	令和8年3月2日から令和13年2月28日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和7年12月15日（月）から令和7年12月25日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始期間（令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）まで）を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年1月7日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和8年1月9日（金）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年1月15日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和8年1月16日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。

	偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなつたもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもつて入札を行つた者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないとときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

## 公告第145号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第40号
- (2) 工事名 高98号線舗装維持工事
- (3) 工事場所 大和高田市 昭和町・曙町・旭北町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年3月27日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 5,288,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 5,288,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 4,704,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がB級又はC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を

受けている者でないこと。

(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

### 3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年12月16日（火）～ 令和8年1月14日（水）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年12月16日（火）～ 令和8年1月14日（水）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和8年1月7日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 (仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和8年1月9日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年12月23日（火）～ 令和8年1月13日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和8年1月14日（水） 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

### 5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。
  - ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
  - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
  - ウ 他人のICカードを使用した入札
  - エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札

- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
  - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。
- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
  - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
  - ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
  - エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
  - オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。  
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行つ

てください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

（2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 公告第146号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年12月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	仮想化基盤一式リース
2 設置場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 リース期間	令和8年7月1日から令和13年6月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和7年12月18日（木）から令和8年1月9日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間（令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）まで）を除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式(任意様式可)とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年1月15日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和8年1月19日(月)午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年1月22日(木)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。
	(1) 日時

	令和8年1月23日（金）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

## 公告第147号

令和7年12月22日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告	
国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。	
公売参加申込開始日時	令和8年 1月8日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和8年 1月26日 午後11時00分
公売参加申込場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和8年2月2日 午後1時00分
公売締切日時	令和8年2月9日 午後1時00分
公売場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間入札
開札日時	令和8年2月9日 午後2時00分
開札場所	K S I 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和8年3月2日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策課
買受代金納付期限	令和8年3月2日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	令和8年1月8日午後1時00分～令和8年1月26日午後11時00分
公売保証金納付場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり

買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
<その他の事項>	
1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）でなければ納付できません。	
2 見積価額に達した入札者等が無い場合、直ちに再度入札を実施することができます。	
3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。	
4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後で取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。	
5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。	
6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は、買受人の負担となります。	
7 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。	
8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付のときが異なることがあります。	
9 農地を買い受ける際は、大和高田市農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。	
10 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があつた場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承願います。	

## 公売財産一覧

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
1	<p>◎公売財産の表示 (土地の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 奈良県大和高田市磯野町</li> <li>・地番 286番7</li> <li>・地目 宅地</li> <li>・地積 90.41 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(主である建物の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 奈良県大和高田市磯野町286番地7</li> <li>・家屋番号 286番7</li> <li>・種類 居宅</li> <li>・構造 木造瓦葺2階建</li> <li>・床面積 1階 64.61 m<sup>2</sup> 2階 46.37 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>以上登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄南大阪線『高田市』駅から西へ約1,000mのところ（徒歩約13分）</li> <li>・当該敷地の西面で市道（接面約9.1m、幅員約4m）</li> </ul>	200,000	1,487,000

	<p>と南面で私道（接面約7.28m、幅員約4m）と接している。</p> <p>◎利用状況・法的規制等 (行政的条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域</li> <li>・用途地域 第一種中高層住居専用地域</li> <li>・建ぺい率（指定） 60%</li> <li>・容積率（指定） 200%</li> <li>・高度地区 15m</li> </ul> <p>◎その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等に該当しない旨の陳述書が必要となります。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡し義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> </ul>		
--	---	--	--

### 公告第148号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 入札に付する事項

物件番号	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	地目	用途地域	現況	最低売却価格(円)
1	曙町755番1 754番1	878	宅地	第一種住居地域	更地	10,230,000
2	曙町747番4	111.67	宅地	第一種住居地域	更地	1,903,000
3	曙町800番13	158.66	宅地	第一種住居地域	更地	2,225,000
4	大字大谷572番1	2003.05	宅地	市街化調整区域 (都市計画法第34条第11号指定区域)	建物付	13,341,000
5	市場545番1 545番5	1512.17	宅地	第一種住居地域	更地	23,940,000
6	日之出東本町 1370番2	2425	雑種地	第一種住居地域	更地	73,990,000
7	大字吉井40番7	3195.27	宅地	市街化調整区域 (都市計画法第34条第11号指定区域)	更地	61,030,000

#### 2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 最低売却価格は、既存建物等工作物及び埋設物にかかる撤去及び改修費用相当額を差し引

いた価格とする。ただし、物件番号2・6・7を除く。

- (3) 物件番号1については、地下に当時の建物の杭及び基礎が埋まっている。
- (4) 物件番号4については、敷地に建築物（旧園舎）を含む工作物が残されている。（建築物の一部にアスベストを含む可能性の高い成型板が使用されている。）この建築物（建築物内の動産を含む。）は、引き渡し後、物件購入者において、速やかに撤去するものとする。また、敷地南側及び西側に擁壁が築造されているが、経年による老朽化がみられる。この改修、再築及びその費用相当額を差し引いた価格であるので大和高田市は追加の費用対応はしないものとする。また、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審議機関等へ問い合わせることとする。
- (5) 物件番号5については、土壤汚染調査の結果、有害なものは検出されなかった。廃棄物の埋設があり、土地改良の必要性がある。
- (6) 物件番号6については、電線路の地役権が設定されている。
- (7) 物件番号7については、小屋及び仮設トイレが設置したままとなっている。

### 3 入札に参加する者に必要な資格要件

#### (1) 参加資格

法人又は個人とする。

#### (2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者
- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその構成員
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員
- カ 大和高田市の市税を滞納している者

### 4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

#### (1) 申込みに必要な提出書類

- ア 市有財産売却入札参加申込書（実印）（以下「申込書」という。）
- イ 誓約書（実印）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書（実印）
- エ 市税滞納情報照会同意書
- オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本
- カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書（現在事項全部証明書）

※ オ及びカについては、発行後、3ヶ月以内の原本（原本還付可）に限る。

#### (2) 入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所

ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。  
イ 受付期間 令和8年1月5日（月）から令和8年2月4日（水）まで（土日、祝日を除く。）

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1時までを除く。）

ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市総務部総務課（大和高田市庁舎4階）

（3）入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

（4）入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認めた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付する。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、令和8年2月12日（木）午後2時までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金又は、銀行振出小切手で納付しなければならない。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

- （1）日時 令和8年2月19日（木）午前10時  
（2）場所 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市役所3階会議室1

7 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

- （1）入札当日の入札開始時刻までに辞退届を提出するとき 総務課に提出すること。  
（2）辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札に参加する資格のない者がした入札  
（2）記名押印を欠く入札  
（3）入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札  
（4）同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札  
（5）入札に関し談合等の不正行為をした入札  
（6）入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札  
（7）入札金額を加除訂正した入札  
（8）最低売却価格に達しない価格での入札  
（9）郵送等により送付された入札  
（10）前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

**9 落札者の決定方法**

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者うち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い落札者を決定する。

**10 契約保証金**

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金（入札保証金全額を充当）を納付しなければならない。

**11 契約締結等****（1） 契約の締結日**

落札者は、令和8年3月2日（月）（当日の正午まで）に契約を締結しなければならない。

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

**（2） 契約書作成の要否**

要す。

**12 売買代金の納入**

落札者は、売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。）を令和8年3月16日（月）までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

**13 契約条件****（1） 所有权の移転等**

ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に物件を引き渡すものとする。

イ 所有権の移転登記は、大和高田市が嘱託により行う。

**（2） 契約費用及び公租公課等**

ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。

イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。

ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。

エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

**（3） 損害の賠償等**

契約締結後、物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

**（4） その他**

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

**14 問い合わせ先**

奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市総務部総務課

電話 0745-22-1101

## 公告第149号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第41号
- (2) 工事名 高5枝東中2丁目地内管渠工事（16）
- (3) 工事場所 大和高田市 東中2丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年8月31日（月）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 20,840,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 20,840,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 18,714,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年12月25日（木）～令和8年1月21日（水）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年12月25日（木）～令和8年1月21日（水）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和8年1月15日（木）午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 (仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和8年1月19日（月）午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和8年1月5日（月）～令和8年1月20日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和8年1月21日（水）午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

#### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

#### 5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存

形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が .doc 又は .docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が .xls 又は .xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

### (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6(5)のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

### (2) 契約保証金について

免除します。

### (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

### (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

### (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

### (6) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

## 10 お問い合わせ先

### (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

メールアドレス ([keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp](mailto:keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp))

### (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 公告第150号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第42号
- (2) 工事名 高4枝市場地内管渠工事（17）
- (3) 工事場所 大和高田市 大字市場 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年8月31日（月）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 14,460,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 14,460,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 12,963,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

## 3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年12月25日（木）～ 令和8年1月21日（水）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年12月25日（木）～ 令和8年1月21日（水）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和8年1月15日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 (仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和8年1月19日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和8年1月5日（月）～ 令和8年1月20日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和8年1月21日（水） 午前10時20分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

## 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

## 5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者とした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。  
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

（2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が .doc 又は .docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が .xls 又は .xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

（6）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に契約監理課宛にメールにて提出すること。

## 10 お問い合わせ先

（1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

メールアドレス ([keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp](mailto:keiyakukanri@city.yamatotakada.nara.jp))

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

## 公告第151号

大和高田市市民交流センター2階喫茶スペース等を喫茶等で活用していただく受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和7年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

### 1 事業概要

#### (1) 事業名

市民交流センター2階喫茶スペース等の有効活用に係る公募型プロポーザル

#### (2) 事業概要

市民交流センター2階喫茶スペース等で喫茶等を運営する。

#### (3) 運営期間

運営開始日から最長5年間

### 2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市市民交流センター2階喫茶スペース等の有効活用に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の「5 参加資格」の要件を全て満たす者であること。

### 3 参加申込等書類の提出期限

令和8年1月24日（土）午後5時

### 4 その他

実施要領による。

実施要領等の必要書類は、①大和高田市及び②市民交流センターの各ホームページへ掲載する。本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、必要書類をダウンロードし、取得すること。

ホームページアドレス：

- ① <https://www.city.yamatotakada.nara.jp/index.html>
- ② <https://www.city.yamatotakada.nara.jp/cosmosplaza/index.html>

### 5 担当課

〒635-0085 奈良県大和高田市片塩町12番5号

大和高田市市民交流センター「コスモスプラザ」

TEL 0745-44-3210

メールアドレス：[cosmos-plaza@city.yamatotakada.nara.jp](mailto:cosmos-plaza@city.yamatotakada.nara.jp)

**教育委員会****教育委員会規則第5号**

大和高田市教育支援ルーム設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月22日

大和高田市教育委員会教育長 安川 賢亮

大和高田市教育支援ルーム設置規則の一部を改正する規則

大和高田市教育支援ルーム設置規則（令和2年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項に次の1号を加える。

（3）前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

**附 則**

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

**教育委員会告示第16号**

大和高田市教育委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年12月15日

大和高田市教育委員会教育長 安川 賢亮

1 日時

令和7年12月22日（月）午前10時10分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 学校運営協議会委員の任命について

第2号 大和高田市教育支援ルーム設置規則の一部を改正する規則（案）について

第3号 その他

**選挙管理委員会****選挙管理委員会告示第34号**

令和7年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

3分の1の数	17, 866人
6分の1の数	8, 933人
50分の1の数	1, 072人

**選挙管理委員会告示第35号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、令和6年12月1日から令和7年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を、別紙のとおり公表する。

令和7年12月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治  
別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

**農業委員会****農業委員会告示第12号**

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年12月23日

大和高田市農業委員会会长 弓場 一郎

1 日時

令和7年1月9日（金）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第5条の規定による申請について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による  
農用地利用集積等促進計画について

第4号 その他